

地域と農業

会 報

第 24 号

Mar. 1997

Winter

特集

どうなる北海道農業

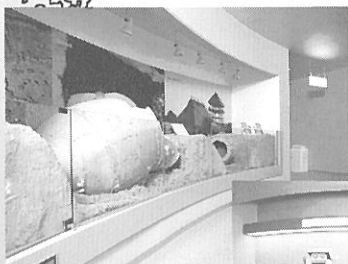
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



若見沢市郷土科学館



北の大地で芽をだし20年、
 今では大地にしっかり根をはり
 大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
 北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
 これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
 企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
 パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
 看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー
 GENDAI BUREAU CO., LTD.

〒060 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
 TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

v o l . 24

(表紙写真)

「雪原の煌めき」

美瑛町

撮影者・池田宣博



— 目 次 —

| | | |
|----|-----------|--|
| 2 | みる観 | 企業的な農業経営育成の課題 研究所長 七戸長生 |
| 4 | 特集 | 研究座談会「どうなる北海道農業」— 21世紀への展望 — W T O体制下の日本(北海道)農業 札幌大学 経済学部 岩崎 徹 |
| 7 | | 国民的合意の北海道農業 (株)コープさっぽろ生活文化研究所 所長 田端弘子 |
| 12 | | 北海道農業への展望 北海道立中央農業試験場 稲作・畑作・酪農・園芸作物 経営部長 長尾正克 |
| 15 | | 担い手対策 (社)北海道農業担い手育成センター 所長 笹川幸男 |
| 18 | | 農地の流動化対策 北海道東海大学 国際文化学部 教授 谷本一志 |
| 20 | | 農協の対応策 北海道大学農学部 助教授 坂下明彦 |
| 25 | Essay | 道産豆ユーザーの熱い思い 広報ほくれん編集長 能條伸樹 |
| 28 | 連載 No.10 | あのマチ・このムラ地域おこし活躍中 島根県仁多郡横田町の事例 専任研究員 井上誠司 |
| 32 | 解説 | 「貿易自由化」と「地球環境破壊」(I) 北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾正克 |
| 36 | ときの話 | 農業・農村を道民共通の財産に — 都道府県初の農業振興条例 — 北海道大学 教授 太田原高昭 |
| 38 | お知らせ | 掲示板 |
| 40 | DATA FILE | ・編集後記 |

観 察

企業的な農業経営育成の課題

研 究 所 長 七 戸 長 生

将来地域農業の担い手として、企業的な経営意欲に燃える農業者の登場が大いに期待されている。ところが最近の統計（平成八年十二月現在）によれば、全道の認定農業者の数は一万六一〇名であるという。これは全道の総農家数の二二%、第一種兼業農家を除く主業農家に対する比率でいえば一七%に当たるが、読者の皆さんはこの数値にどのような感想をお持ちであろうか。

常日頃、本道の農業は府県の農業に比べて大規模な専業が多いということが強調されていることからいえば、全国の八万七、〇〇〇人弱に対して、この数字はいささか少ないように思われるかもしれない。

しかし他面からいえば、各市町村が樹てた基本構想の水準があまりにも高すぎたため、簡単には手の届かないレベルになっていると考える人もあろう。事実、大半の市町村では一戸当り目標農業所得を七〇〇〜七五〇万円、これを年間一人当り二、〇〇〇時間以内の労働時間で達成することとしているから、おいそれとは達成できない目標なのかもしれない。あるいは、認定農業者になると低金利の資金融資を受けられるという優遇措置が注目されたが、実際には「前評判」ほどの

魅力がないのではないか、というリアルな判断がこの低比率をもたらしたのかもしれない。

だが、農業近代化の達成比率という点からいえば、制定以来既に三五年以上も経過した農業基本法が目標として掲げた「自立経営農家」の比率は、総農家の僅か六〜七%の水準にとどまっている。基本法農政の名の下に膨大な構造改善事業が講ぜられ、多年の歳月を経過しながらも、自立経営農家が一向に増加せず、いまだに日本農業の主流を担う存在となっていないのは、一体、何故だろうか。

その理由としては、日本の国民経済の動向をはじめとして、わが国の農業・農村を取り巻く社会経済的な環境条件の急速な変動が挙げられるであろう。確かにこれらの条件は、欧米先進諸国で「農業革命」を可能にし、農業の黄金時代を招来したような諸条件とは、全く様相を異にしている。

だが、それらの理由に加えてもう一つ注目すべきことは、農業の近代化というような、時代を画する歴史的な展開を達成するに当たっては、是たして妥当な政策手法が採られたか、否かという問題である。

つまり、企業的な収益実現を目的として農業経営を営むに

は、少なくとも次の三つの条件が前提となる。第一に企業的經營を営むにふさわしい技術並びに經營管理の能力を持つ人材の養成・確保。第二にこの人的手腕をフルに發揮しうる農地基盤の確保をはじめとする物的手段の調達・整備。そして第三は、これらの企業的な活動の基本をなし、活動の方向づけを与える資本の調達・運用であつて、少なくともこの三つの要素を「ワン・セット」の形で揃えることが、企業的經營が存立するための要件である。

ところが、現実の家族労作的な農業經營の実状は、目標とする条件から甚だしくかけ離れているばかりでなく、年々の營農のかたわらそれらの条件整備を積み上げていくという、個別漸進的な改善方向も極めて困難な状況にある。すなわち第一の人的資質の向上のためには、少なくとも三〜五年間の「企業的な經營実務」に携わつて、運營管理の研修を重ねる必要がある。それは、碌に簿記もつけず、原価計算の実務もしない「生業的な經營」の延長線上の研修ではほとんど意味をなさない。第二の生産基盤の整備問題は、数多くの零細な農地が不規則に分散して、互いに交錯しあつた状況の改善が、個々の農業者の努力だけでは極めて困難であることから明らかになる。さらに第三の資本の問題については、今日は、今日の經濟社会で活動している大多数の企業が、多くの出資者の提供する資金をモトテにして事業を進めているのに対して、従来の農家においては、何がしかの自己資金の他は、もっぱら借入金

に依存する形で資金が調達されてきた。そのため収益が低く資金の蓄積力が乏しい段階では、たえず借入金に依存して、資本の調達・運用を図らざるをえないという制約から脱け出ることができない。

つまり前述のように三つの要素が「ワン・セット」の形で揃っていることが、企業的經營の存立要件であるのに対して、これらの三つが揃いも揃つて、欠落している状況からスタートして、近代的經營確立への途を、個々の農業者の「ああでもない、こつでもない」という試行錯誤の努力の積み重ねにゆだねてきたところに、農業經營近代化が容易に達成できなかった原因があるとみられるのである。

したがつて、多くの人は今日の社会情勢の下で、今後目標とすべき企業的な、近代的な農業經營がいかなる形で存在しうるかを具体的にイメージすることが出来ない。そればかりか、どのようにしてこの目標に到達すべきか、その道筋をどのような手段と計画によつて達成すべきか、も明らかになつていない。もしそつであるとしたら、「このようにすれば立派に近代的な企業經營が成立しますよ」という代表的な実例を、それぞれの地域に提示することが先決であろう。根室で展開された「新酪農村」のような近代的な農業經營群が、畑作地帯、稻作地帯、園芸地帯でもどのような集落構造を基盤にして、具体的に成立しうるかを示してほしい。これをいかにして一般化するかが地域の政策課題なのである。

研究座談会



どうなる北海道 農業

——二十一世紀への展望——

北海道地域農業研究所ではWTO体制移行等、国際化の嵐のなかで激動する、今後の北海道農業のあり方について、二十一世紀への展望を切り拓くべく、緊急に一月二十七日札幌市において研究座談会を行った。

出席者

岩崎 徹 札幌大学経済学部 教授

田端 弘子 株式会社 コープさっぽろ生活文化研究所 所長

長尾 正克 北海道立中央農業試験場 経営部長

笹川 幸男 社団法人 北海道農業担い手育成センター 所長

谷本 一志 北海道東海大学国際文化学部 教授

坂下 明彦 北海道大学農学部 助教授

司 会

幸 健一郎 社団法人 北海道地域農業研究所 研究部長

WTO体制下歴史的転換期に 直面する北海道農業

司会・新年おめでとございませう。今年は一九九七年ですから二〇〇〇年までわずか三年ということでは、

本日の座談会は二十一世紀へ向けての北海道農業はどうなっていくのかを、今日お集まりの六人の方々から個人的見解で結構です。で、お聞かせ願いたいと思います。

今日のテーマは大きく三つの柱を掲げてみました。まず第一にWTO体制下(註1)で北海道農業はどうなっていくのかということ。第二にこれからの農業を語る場合に、国民的な合意がなければなかなか農業というのは成り立たないだろうということ、国民的な合



▲幸 健一郎さん

意を得るためにはどうしたらいいのかということ。第三の柱は北海道農業の二十一世紀への展望を具体的にどう描いていくかという、この三つの柱で話を進めていきたいと思えます。

まず第一の課題に入る前に現代の農業情勢を総括してみます。平成五年十二月十五日にガットウルブアイラウンド(註2)でまさに青天の霹靂というか日本政府が協定合意をいたしました。

これまで国会において米の自由化反対の三回にわたる決議を無視して、翌年一九九四年(平成六年)には国会で批准をしました。この(WTO)体制になりました。日本農業も本格的に自由化時代を迎えるということになったわけです。しかし一方ではアメリカのワールトウォッチ研究所の所長でありますスレーター・ブラウン氏が、これからの世界の人口の増加が食糧の需要を劇的に増加させるであろうということ、二十一世紀には食糧危機という問題が出てくるのではないかと危惧を示しております。こういったことが日本農業に大きな

影響を与えるであろうという情勢のなかで二十一世紀を迎えようとしております。そういうことで先ず最初に岩崎さんから、WTO体

WTO体制下の日本 (北海道) 農業

札幌大学経済学部 教授 岩 崎 徹

WTO体制とは？

輸出国の世界支配

岩崎：北海道農業はWTO体制下のなかで大きな歴史的転換期に直面しているのではないかと思います。

はじめにWTO体制下の日本農業についての総論的な問題提起をしたいと思います。WTO体制が、

制下における北海道農業はどうなっていくのだろうかということのお話を伺いたいと思います。

今後どうなるかということについて、つかの問題が考えられるわけです。まずWTO体制についてですが、

私はそれは自由貿易でも国際化でも何でもなくて、輸出国、とりわけアメリカの管理貿易の強化、特に多国籍アグリビジネスの世界支配の体制だと思えます。具体的には日本農業に対して農業保護の削減、それから農産物の生産体制の国際化、特に土地利用型農業である北海道がつくる農産物、これは今までも国際化してしましたけれども、それが一層国際化を迫られるということだと思えます。このWTO体制は、九九年に見直しすることになっておりますので、日本農業の立場、北海道農業の立場



▲岩崎 徹さん

からこの段階で見直しを迫っていくということが必要だろうと思えます。

過剰基調下のWTO体制から 食糧不足下のWTO体制へ

WTOが発足し、ガット合意したあの時期は、世界の農産物はどちらかという過剰基調だったわけですが。ところが九五年の後半以降、世界の穀物価格は高騰、その背景には在庫率が規定水準を大幅に割っているということがあります。現在穀物の在庫率は安全基準である一五%を大幅に割っていますが、丸紅の予測ですと十年後には七・七%になるとのことです。そういう意味ではレスタ・ブラウンの予言が当たりつつあると言えます。過剰下のWTO体制は、アメリカ的な輸出国市場型の体制でしたが、不足下のWTO体制の場合は、おそらく状況は変わるだろうと思われれます。

もう一つ、昨年の十一月に□□で食糧サミットが開かれまして、かつてないほどNGOが世界の舞

台で活躍したのです。会議全体ではそのNGOが肩透かしを食ったという側面はあったのですが、全体から見ますと基本的人権としての食糧権ということが議題になりました。それからアメリカやアルゼンチン等のいわゆる貿易推進派は、□□宣言の中にも農産物貿易を一層推進するということを入れたかったのですが、これは多くの国、日本・韓国・EUそして、ほとんどの途上国がそれに反対して、結局それは引つ込めざるをえなかったということになったわけです。

世界食糧安全保障の制定を

食糧サミットの宣言では必ずしも盛り込まれなかったのですが、NGOの役割、途上国とカ先住民族だとカ女性だとカそういう弱い立場の人達が大いに発言して、NGO独自の会議が何回も開かれました。その中で言われていることは、世界食糧安全保障の制定ということ。食糧は商品ではないのだということを確認にする。食における国家主権家族農業者の擁護で

すね。

今世界の食糧危機の下で八億人の飢餓人口がいて、難民化している。それは富と権力による食糧支配であり、これに対抗することを明確に主張した。

一九九九年WTO見直し

国民は安全な国内産自給を

□□宣言は妥協の産物であったとはいえ、全体としてはいわゆる貿易派と自給派がかなり拮抗しており、どちらかという自給派が勝ったといつてよいでしょう。食糧不足の状況の中では、かえって貿易派が力を出すという危険性がないわけではないのですが、世界の大きな流れとしては自給派、食を基本的人権とするという論調が今後ますます強くなるでしょうし、またそれに期待したいということ。そういう点では九九年のWTOを見直しの時期に、客観的な背景の変化と思われれます。

それからこれは後で田端さんのほうから報告があると思うのですが、日本でも総理府が昨年世論調

査をした結果、「高くて国内農産物を」という回答が八三%あり、国内農産物の自給を望んでいます。それからWTO体制が「安全基準の国際化」を加えたという問題があります。つまり国民の安全が国内で決められないという状況のもとで、現実には狂牛病とか○ー157の問題があつたり、遺伝子組み替え農産物が日本に入ってくるとかポストハーベストの問題とかで、国民の関心が安全な食糧ということに強く向かつていくことは間違いないことです。そういう意味では世界的にも日本の中でもやはり「基本的には食糧自給」だということ流れは大きなうねりとしてあるだろうと思えます。

新農業基本法の制定

一番目の問題に入りますが、WTO体制というのは厳然として存在するし、その枠組みの中で日本の農業は当面は動かざるをえないわけですが、それをどう考えるかということになると思えます。その際一つはガット合意を受けて、いわゆる新農政が打ち出されてき

たわけです。その中味として具体的に大きく二つの法令、「農業経営基盤強化促進法」と「特定農山村法」が制定され、各都道府県市町村段階で具体化していくわけです。それと同時に来年「新農業基本法」が制定されます。これは基本法農政でうたった家族経営主義、食糧自給体制が放棄されて、食糧は国内生産と輸入と備蓄を前提とした政策になる。

担い手も農家という概念がなくなり、特定の大規模な経営中心になるという枠組みがつくられます。

北海道農業振興条例の制定

北海道では、「北海道農業振興条例」が今年の三月に制定されます。これは全国的にも都道府県版としては初めての条例です。農業というのは本来ナショナル、民族的なものですし地域的なものであるというのが当たり前ですが、日本の農政の中で北海道の独自の農政というものは、必ずしも今まで浸透していませんでした。「国際化」が強まれば強まるほど独自の農政をつくらうという機運は非

常に大事だと思えます。特に北海道は大規模で専業型で土地利用型の農業です。北海道の農産物はほとんど国際商品ですし、価格は下がりつばなしです。その点では北海道の農業はWTO体制下で一番の打撃を受けたということは間違いないようです。今後は北海道農業の独自性、北海道農業の強さと弱さをきちつと捉えて、その上で北海道農政を展開するということ

が大きく思えます。北海道農業の強さというのは、大規模で専業型で土地利用型農業でそれに見合う機械農法体系を作ってきて、土地も労働力も豊富です。もちろん担い手不足という面では深刻な問題がありますが。

北海道農業の良さ 強さを引き出す

全国の新規参入の三分の一は北海道という事実をみても魅力的な面もあるし、新規参入しやすい地域ではないかと思えます。あとは非常に厳しい寒さと同時に環境が良い、景観が良いという風土があるでしょうし、病害虫の発生が少

も、労働時間や生活時間を含む時間的な視点が必要であるだろうし、環境の視点、それから地域農村、農村社会という視点、どう活性化するか楽しくするかという視点が必要だと思えます。

司会：どうもありがとうございます。これからの農業を考えていく場合、今岩崎さんのご指摘にもありましたように、国内の農産物の自給率の向上を国民が熱望しているということですね。

コープさっぽろでは食糧問題をめぐって、組合員に対してアンケートを実施するなど精力的に農業問題にアプローチしておりますが、消費者の立場から、田端さんのお話を伺いたいと思えます。

消費者を含めた国民的合意の北海道農業を

(株)コープさっぽろ生活文化研究所 所長 田端 弘子

田端：私はどうしたら日本農業についての消費者を含む国民的合意にアプローチできるのか、消費

者意識調査をもとに私なりに考えてみたいと思えます。カットワルグアイラウンドがス



▲田端 弘子さん

スタートした一九九八年、司会者からお話があったように「農業についての一万人アンケート」に取り組みました。このアンケートで、「米などの基本的食料は、生産コストを下げながら国内で作る方がよい」という意見が九三%と九割を占め、食料の自給を求める消費者の声が強く現れました。

この農産物の自由化と米不足という二つの日本農業にとって大きな問題が、消費者の農業問題に対する関心を掘り起こしたと言えると思います。特に、米不足後各分野の農業アンケートが行われてマスコミ報道を賑わせ、農業問題への潜在的な消費者意識をつくったと思うのです。でも、それは「誰かがなんとかしてくれる」という程度の関心に留まっていますから、

「何をすべきか」を提起することなしに日本農業、特に北海道農業の将来を身近に考え確信を持つことは難しいと思うのです。「私たちは何をすべきか」の関心を促すチャンスの一つが、岩崎先生がおっしゃった農業基本法の改定をめぐる論議だと思っております。

新農業基本法に

食糧の安全保障を

私は今初めて農業基本法を読みました。アレッと思つたことがあります。農業基本法は農業の振興に関わる基本法であると同時に、国民食料に関する基本法でもあると思ひ込んでいたので、法の前文や条項のどこにも国民を対象にした記述が無いことに驚きを感じたのです。

せつかくの法改定ですから新農業基本法には、消費者として次の一点を要望したいと思ひます。まず、国の目指すべき具体的な自給力の保持について明示して欲しいと思うのです。例えば、国民一人当たり、〇〇〇キログラム

の自給力を保持するとか、具体的な目標を導き出す条項の明記を期待したいのです。国民一人として日本の農業生産力は、国民一人当たりどれくらいのキロリール供給ができるのか知りたいと思ひます。多くの消費者の強い関心事に違いありません。きつと供給目標の数値をめぐって国民の関心と論議が促されることにならぬと思ひます。

次に、新基本法には食糧の安全保障に対する国の基本的な理念を盛り込むことを要望したいと思つたのです。アンケート調査では、過度な輸入依存に対する消費者の不安の声が安定供給と安全性の両面で大きく出ています。食料問題は生産者や農業関係者だけの問題でなく、食生活を通じて国民全体が主体的な応分の役割を持つことに大きな力ギがあるといえます。

新基本法に、食料安全保障に対する国の基本理念が示されることによつて、私たちの関心が刺激され日本農業のあり方についての論議が掘起こされるに違いありません。法改正の作業が進行しているこの期間中に、国民世論を呼び起

こす刺激的な論議を期待したいものです。

私たち道民にとつては、さらに北海道農業振興条例の制定という又とないチャンスがあります。岩崎先生のお話によりますと都道府県版としては全国で初めてのものです。農業政策の重視と宣言的な意味合いを持つ条例ということでした。北海道農業の独自性を踏まえた振興条例の制定という機運を、消費者にとつても大事な機運にしたいものだと思ひます。

農業に関するこうした動向や情報を、消費者がもっと知るように動機づけられる必要があると思ひます。この意味から農業基本法の改定に当たつて、国の主権である「自国に適切な食料自給力の実現」を謳つことによつて、農業に対する国民合意を方向づける基本理念を提示すべき段階に来ていると思ひます。その中で北海道農業の位置づけと役割が、もっと明確になると思ひます。食糧の自給率についても、米不足を経験した国民の消費者は非常に自給に対して深い要望を持っています。ですから食

糧の安全保障というものに対する基本的な理念を、新しい基本法にぜひ盛り込んでほしいと思うのです。それは生産者と農業関係者のみではなくて、食生活を通してそれを見直していく国民、全国民も心分の役割を果たしていくんだという論調でぜひ盛り込んでいただきたいと思います。そういうた論議が改定の期間の中で行われるべきだと思います。

もう一つは北海道の農業振興条例のなかで農地の保持、確保についての位置が非常に緩やかですが、農地を失ってからでは回復は難しいわけですから、自給力を保持するためにはどうしても農地が必要です。このところどう保持していくのかというのを、ぜひ基本法の中ではつきりさせていたいただきたいと思えます。

農業は結局消費者

自身の問題

農業について一万人アンケートで「日本農業の改善に何が必要か」について、消費者の意見は、①安心・安全・安価な食糧生産、

②食糧の流通や加工の見直し、次に「消費者と生産者が一体になって改革に当たるべき」が四割で三位を占めました。自由化に耐え得る農業への改革に向けて「生産者と消費者一体になること」が必要という意識が見ることができま

す。この時点では、自由化がどんなものを具体的に知らなかった時期と言えますが、農業への関心を持ち始め、「日本農業カンパ」と声援を送る意識の方がまだ強かったと思えます。

食の安全についてのアンケート」を行ないました。食品の安全性への不安は、「大いに感じる」二七％、「感じる」五七％を合わせて八割以上の高率を占めました。不安の因子を見ると、①残留農薬、②食料添加物、③抗生物質など動物医薬品の残留、の順で上位に上がりました。残留農薬に対する不安をあげた回答者は九三％に

九四年、米不足の最中に行つた「米不足と農業を考えるトーウィン」に約七、〇〇〇人が参加する関心の強さを示しましたが、「日本農業について」では「生産者と消費者の結びつきが必要」が一位に上がり、「今こそ農業を真剣に考えるべき」「農業問題の学習が必要」を加えて五五％と、農業を生産者・消費者双方の問題だと考える意見が過半数を占め、農業を自分自身の問題と考えるようになりました。

このつた農業に対する関心は、米不足後の九五年の「お米について」のアンケートで「日本農業を守るため少々高くても国産米を買い続ける」が九三％であったことにも現れています。七年前の「外国産より高くても米などの基本食糧は生産コストを下げながら国内で作る方がよい」九三％と変わり、関心の高さを示しているのが注目されます。

米専門型の北海道農業の特性からみて、国産米を通して日本農業を守るという消費者意識は、勇気づけられるものがあると思えます。同調査で、「道産米のみを食べている」が四四％、「産地にこだわらない」四三％、「本州米のみ」が三％でした。こだわらないという層に道産米の支持を浸透させる目標がもてます。

安全情報が第一の関心事

輸入食品に強い不安感

昨年十月に無作為抽出の組合員三、〇〇〇人を対象に「健康と

輸入食品の安全性への不安の項目では、「大いに感じる」二五％、「感じる」五五％で九割の消費者が不安に感じていることになりました。不安の理由は、①国によって安全規制がまちまち、②いつどのようにつられたかわからない、③情報が少ない、④輸入品の検査が不十分だから、の順で上位を占めています。札幌市の平成四年の市政モニター調査でも輸入食品の安

全性に「不安を感じる」が八九%と同様な傾向をしめして、輸入食品の安全性に対する消費者の不安感が根強いことがわかります。「食品の安全性を普段どの程度気にして買う物するか」の問いに、八三%が気にしながら買う物すると回答しています。

アンケートから見る消費者の求める安心・安全とは、素姓がわかること、情報を得られること、確かめられること、といった要望といえます。この意識が輸入食品に対する強い不安感につながっているといえそうです。一方で、それが、産直活動への支持の大きさに現れているのだと思います。

安心・安全の要望は北海道

農業にとつての追い風

農産物の国際化の競争において、安心・安全を求める消費者の意識は、大いに追い風になると思われます。不安感は払いにくい感情であり、輸入食品となればいつそうです。一方、「安心・安全」については、確かめたい、情報が欲し

い、という要望にこたえる具体的な努力で対応できると思うからです。安心・安全の点で競う場合には、なんといつても国内産、とりわけ地場である道内農畜産物に軍配が上がるに違いありません。

農畜産物の素姓がわかる安心感から、生協の産直活動は年々広がっています。平成六年度の全国生協産直調査をみると、農産物の事業高の三四%を産直が占めるまでになっています。担当者による産直の意義は、「安心・安全な農産物を提供できること」が一位に上げられています。全国生協の産直提携先が北海道に集まっていることにも勇気づけられます。今後、北海道産地からの積極的な働きかけがカギになると思います。

全国最大の米の産直実現

昨年、コープさっぽろは米の共同購入年間登録制度をスタートしました。これまでの産直米を基礎に、①生産者と協議で決めた安心・安全栽培基準、②今年の作付する産地指定米のきらら五十五百でスタート、③消費者には不

足時の優先供給、生産者には安定生産、が主な特徴点です。短期間に一万五千世帯の登録で、今後の広がりて現在の一五農協からさらに多くの農協との提携への発展をめぐっています。

日本農業応援シリーズ「生・

製・販・消」同盟がカギ

日本生協連合会が新しいコープ商品「日本シリーズ」の開発・普及に取り組み始めました。これは「国産原料を活用した加工食品」であり「畑の見える加工食品」なのです。生産者とメーカーと生協の協力による「生・製・販同盟」で作る「日本農業応援シリーズ」です。国産農産物を買って日本農

業を応援したいと考える組合員の声にこたえて、シリーズで開発し、好評な支持を受けているそうです。じゃがいも・にんじん・かぼちゃ・コーン・いんげん・澱粉など、主要原料に北海道産が大活躍していることに元気づけられます。さらに注目したいのは、①減農薬から有機栽培へ、②輪作による土作

り、③生食規格外の活用、などの特徴が消費者の支持を集めていることです。

食と農を知ること、具体的な提案を受けること、納得できる選択ができること、などの条件で消費者パワーは大きな力に転化する事例といえます。農業を自分のことと考え始めた消費者の意識を、購買行動に具体化する努力が、各分野で取り組まれる重要さと可能性を考えさせられます。

消費者の買つて、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が農業に対する国民合意へのアプローチにとつても、北海道農業の今後にとつても大きなカギになると思います。

司会：ありがとうございます。本当に消費者の立場で力強い農業に対してエールを送っていたいだような気がします。先ほど岩崎さんからWTO体制、これは九九年に見直しがされるといふことなのですが、その段階に国民的理解についての運動を起こしていかなければならぬと思うので



す。岩崎さんその辺どうでしょうか。

岩崎：そうですね、そういう意味では田端さんから力強い報告があったのですが、日本の国民はやはり両面性を持っていると思います。アンケートもいわば本音と建前があるわけですね。建前としては有機農産物や国内自給に支持が多

かったと。しかし現実には価格設定の問題とかもちろん鮮度の問題、見ばえの問題、それから安全性の問題とかいろいろなファクターがあつて、国民の意識の中に両面性があると思うわけです。今までは経済成長にのつて、人間の意識までも成長志向、商品志向、成り金主義とかそういう意識が強くなっていました。しかしここに至つて世界の農業、食糧の状況、それから経済成長も矛盾をきたし、本物志向が求められるという段階で、転換期にきていると思うのです。自給や安全性のウエートが強くなるし、運動のポイントはそこをどう引き出すかということだと思つたわけです。先ほど言いました世界の流れも日本の流れも決して暗くはないのです。農業、食糧は国民全体のものだという位置づけがされれば、これ自体は半歩前進ではないかと思つます。まして北海道の場合は食と農が強く結びついているわけで力強い部分があるわけです。やはり北海道を基点にして、北海道のレベルから手掛けるということが必要なのではない

かと思つます。

田端：アメリカのように食糧の輸出国の場合の食糧安全保障というのは、日本とはちよつと違つて思つたですね。所得が足りなくて食糧確保に困るような人に、どう最低を保障するかみたいなものですよね。日本のような国民所得の高い輸入大国の場合は、やはり危機管理の一環ということをきちんと位置づけられないといけない。このことまで思い及ぶような認識とか意識というのは、食生活を見てみるとまだほど遠いと思つます。昨年度新に、贅沢エネルギーを海外から輸入量を減らすことによつて、一億人の飢えを救つことができるという農水省の試算らしいのですけれども、その試算が冊み記事で出て皆ショックを受けただのですが、普通とつている摂取カロリーと、生活をおくるのに必要なカロリーとの差を贅沢カロリーとして、それが平成四年度にこれこれしかじかの輸入があつた。この分をカットするだけで今地球上の人口の一億人は救つことができるという見出しで、これは随分

組合員のところで話題になつたのです。

岩崎：日本人の消費と言つたか、浪費構造というものを反省しないと問題は解決しないと思つます。それは日本の国内の問題だけではなくて世界的な問題です。おそらく日本は世界で最大の浪費者、環境の破壊者です。日本の貿易は金額的には黒字なのですが、物材では確か六億トンべらいのすごい赤字なわけですね。一人あたり年間四五トンもの物材赤字を背負つているのです。つまりこれが産業廃棄物となりゴミ戦争であり、太平洋や日本海に大量の物を廃棄している。これが環境汚染になる。そういう日本の浪費構造の上に日本の経済成長は成り立つてきたという反省の上に立つ。食糧の問題というのは農業生産者や消費者の問題だけではなく、もつと世界的な環境的なレベルの問題になるわけです。その意味ではそれを克服するというのは、農業レベルだけではなくて、消費者、労働運動とかそういう立場で、自ら反省して食生活を見直すということがない

と、最終的には解決にはならないだろうと思います。

司会：建前ではいわゆる国内の自給率を上げなければいけないと消費者は思っていますが、本音では美味しいという問題が、あるいは安さというようなことがでてくる。

先ほど田端さんから、前の基本法農政の時代に、消費者としての国民の立場に立った記述が一切なかったという点を指摘されて、私どももアツそくだという気がするのですが、新農業基本法が施行されますけれども、国民的理解をどうもっていくかという意味で、やはり運動として農業団体とか農民組合あるいは労働組合というところが、食糧の問題について、もっと運動としてとりくむことが大事なのではないかと思えます。

それでは中央農業試験場の長尾さんのほうから北海道農業は、稲作・畑作・酪農、それから最近では野菜を中心にした園芸作物、四本柱の農業を進めてきているわけですが、これらの二十一世紀へ向けての展望をお伺いしたいと思います。

北海道農業の展望

稲作・畑作・酪農・園芸作物について

北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾 正克

北海道農業ガット合意後

衰退・落ち込み

長尾：展望をお話する前に現状を先ず考えていただきたいのですが、北海道の農業はガット合意後急速に衰退、ないしは落ち込みが激しいということです。もちろん稲作経営とか畑作経営とか酪農経営とか、そういう経営形態によつて若干の温度差がありますが、もっとも打撃を受けているのは稲作経営で、ややましなのが畑作、それよりもまだましなのが酪農ということとで、影響の出具合がかなり違っているように思います。これは北海道の有利さ、つまり北海道の持つ農地の大きさという側面に上手に対応した経営形態がそれなりの

優位性を発揮しながら生き残っていくということです。

稲作自体につきましては、本州の中型技術体系をそのまま、若干改良してやっております、家族経営における適正規模というのも府県とさほど違いはないということからすれば、寒冷地域である北海道稲作の落ち込みが非常に大きい。最近育種の進歩で新しい品種ができて格差は縮まりつつありますが、そういう意味でかなり急速な勢いでこの稲作中核地帯は崩壊しつつある地域も含めて、停滞という形で衰退している。畑作地帯も畑作四品の価格据置きとということでもかなり苦しい、野菜を入れることによつてかろうじてカバーしている。酪農は乳価、乳製品の価格引き下げがあったのです

が、円高ドル安の時に、生産コストの大半を占める飼料費が非常に安く、しかも土地の大きさを上手に利用しながらある程度生き残ったのですが、濃厚飼料の多給により、農地を上回る規模拡大をやつてしまった。その結果、最近飼料費が急速に高騰したり、牛に故障が発生し苦しくなっている。

園芸については、北海道は大胆に自由化品目である野菜にシフトした面があるのですが、園芸作物だけの経営形態はあまりありません。品目としては、良い面と悪い面があつて、良い面は最近の円安が逆に加工用の野菜も含めて、競争力を取り戻しつつあるという側面がある。悪い側面ではエネルギー価格が上昇しているということと、コスト増というのが大きい。それから特殊な要因として〇一五七の影響を受けてまして、ここ近年の経済的ダメージはかなり大きいと思っております。

経営のあり方については、北海道農業をどう考えるかという点で、二つの立場があるのではないかと思います。国の立場と地方自治体



▲長尾 正克さん

の立場から見た農業を一つにくくられてしまつては困るという問題があります。

国の立場から見ますと、先ほど田端先生のおっしゃつたような消費者に対する配慮というのは、別に自給しなくても金さえあれば買えるではないかということで、あまり関与していません。しかし国としておそろく農業に期待しているのは、基幹食糧の短期的な備蓄、例えば備蓄米とかそういう物をきつちり生産してくれるということ。二番目は基幹食糧の安全保障に関わるものですけれども、長期の備蓄というか、いざという時に一年へばり供給可能であるようにする。これを政策として考える場合、減反による生産調整ということをやつて、食糧が過剰な時は生

産能力を保全しておくということを農家に期待しているのではないかと思います。その場合の経営構造政策として政府がやれるのは、コストダウンができる技術を持つている大規模農業経営層で、おそろく新政策で示された大規模企業的農家一五万戸と大規模法人四万戸が、大体備蓄米ないしは生産調整の担い手になるという感じを持つております。

北海道の認定農家

一万六一〇戸

その具体的な選ばれた農家というか、エリート農家に今後の農政を託するわけですが、そのエリート農家を認定する作業が「経営基盤強化促進法」の認定農家制度ということではないかと思ひます。北海道の農家は今約八万戸ありますが、少なくとも半分、三万戸か四万戸へばりは認定農家になつていてのではないかと思ひまして調べたところ、一九九六年十二月末の北海道における認定農家の数は、何と一万六一〇戸そのうち法人三七八が含まれております。それし

か認定農家がないのです。これはなぜなんだろうかということとは、まだ分析してないのでよくわかりませんが、国の基準のシバリがかなりきつかつたのかなとも思つています。

それで地方政府である地方自治体が期待する農家の役割というのは国とは一緒ではありません。しかし北海道は国の機関事務委任を受けて、大体その業務内容は九〇%以上は国の業務の代行でして、国の政策である生産の担い手に関する行政を進めなければなりません。しかし、北海道としてはそれだけに止まるわけにはゆかない。それは一つは北海道農業は地域経済の基幹産業であつて、農業の関連産業も含めると相当の裾野をもつている。したがつて、エリート農家だけ生き残ればいいという具合に考えるわけには到底いかない。それから地域資源の管理と環境保全というのがあります。これは地方政府としては地域に人を定着させることが基本的使命です。そのため地方行政としては農業だけでは生活が維持できない兼業農家、

多面的経営農家は、これはファミリー・ステイも含む自営兼業農家である。あるいは高齢・年金農家、都市住民の市民農園も含めてこれを認めようする立場があるわけです。本来ならば社会化できない労働を農業だから社会化できる環境を作つて、住民として、豊かな生活を保障するという形で、地方政府がそういう農業を振興する役割を果たさなければならぬということ。さらに市町村行政として自然環境の保全をしないと山が荒れて水害・災害が起きると下流に問題が出てきますから、そういうことの保全とか、山林に対する保護とか、そういうことは国も考へていふことですが、地方政府はもっと考えるということ。す。

国の農政に関して言えば、もう少し地域住民の声を耳を傾けないと国の農政自体もうまくいかなくなるのではないかと思ひます。国民経済としての要請と、異なる地域独自の要請とはバッティングする場合もありますが、地域の要請を無視すると、国の期待する担い手も育たないと思ひます。

地方の狙いとは、とにかく過疎化から地域の農業・農村社会を守ることです。

道農業振興条例は

活力ある地域農村づくり

そういう立場から出てきたものが実は「北海道農業・農村振興条例」ではなからうかと思つたのです。

この条例の意味は地方の立場を踏まえて、道庁が地方自治体の困難な農業環境を積極的に打開することの決意を固めて、国の新農業基本法の制定に先駆けて、全国で初めて自治体による憲法を公布するということでした。地域に生活する者の論理というものが、ここで控えめながらかなり強調されておりまして、キーワードは活力ある農村ということにあるのではないかと私は期待しております。

経済的には消費者が考えるべきことは食糧安保のことですけれども、地域に暮らす人達は効率の良い低コストの生産をしなければならぬという国民経済的な要請はあるのですが、まず豊かな生活、

地域の生活を保障するような農業ということを考えてやらなければならぬだろうと思ひます。その中で今後どう技術開発をするかとなりますと、今ではかつてのような生産力の増大を考えると方向は、これからの円安、ドル高それからエネルギー価格の高騰等、資源自体が少なくなつてきている。資源を消費すればするほどエントロピーが増大する。そういう形で今までの生産力を高める方法はあまりにも環境破壊をすすめてきたので、少し改めなければならぬのではないかと思ひます。やはり省エネタイプの農作業体系を北海道農業の技術体系として定着させなければいけないのではないかと考えます。具体的にはフリーン農業を考えていかなければならないと思つたのです。

例えば病気に強く北海道の自然条件に適した品種の育成をする。それから増収技術をあまりやると農薬をどんどんかけざるを得ない。そうすると倒伏したり、病気に弱くなる。農薬をドンドンかけると、生産力は高まるにしても、作物の

病気や害虫の耐性は高まつても自然の生態系のバランスが崩れていく。

国民経済的視点からは離れるかも知れないけれども、地域の農業者の立場からみて、自給農産物の見直し、農村文化の復興につながるようなマイペース的な酪農、マイペース的な稲作、マイペース的な畑作というような形の農業があるのではないか。農業はやはり家族経営が基本ですから、その経営というのは生産と生活が一体化したものであるわけです。それを越える生産力の拡大というのは、案外非効率で、アメリカでも規模の経済性というのは、生産資材の大量購入による値引きが生じ、いわゆる大規模化による生産効率の向上はよくないと言われている。一般企業についても、マンモス企業はかなり分解されて小規模化、適正規模に戻っている。そういう意味では国の意図している方向と若干意見が異なるが、農家の生活、農村が豊かになるような方向といふことで、新農業基本法も北海道農業・農村振興条例をバックアップ

プしていただければありがたい。司会：今大きく日本農業は変わるうとしていて、二つの道があるのではないか。一つは農水省を中心とする立場、一方で地方事情を重視した北海道農業振興条例の立場、いわゆる地域の実情に見合った家族経営を重視した立場です。

昨年十一月〇ーマの食糧サミットの中でも家族経営の農業ということが大事だという論議があつた、そうですが、

家族農業経営を見直す

岩崎：家族経営の問題なのですが、NGOが家族経営の擁護という中には農業が輸出国と輸入国という両極端の国が生まれ、両方の国とも環境破壊的だという認識があると思ひます。特に長尾さんが言われました、大量生産方式という近代化農業がまさに環境破壊であり、農薬や化学肥料を大量に投入するのもブーメランみたいに人間自身に返ってくる。やはりその根源は農業生産循環性の破壊にある

ということだと思えますね。そういう意味では循環農業の復元が必要であり、それを担えるのは今日のところは家族経営でしかないという認識はかなり広まっていくだろうと思えます。

市町村農業振興条例を

岩崎：もう一点だけ長尾さんに補足して言いたいのですが、農業振興条例に関して、これは北海道地域農業研究所の役割だと思っておりますが、全道的な政策だけではなくて支庁・市町村での農業振興条例を制定する。そこで地方自治の問題とか本当の農民主体の問題が出てくるのではないかという気がするわけで、その点では北海道地域農業研究所は三〇何箇所かの地域振興計画を手がけてきているわけですから、単なる机上の空論ではなくて、地域住民に則した支庁・市町村段階の振興条例が必要だろうというところです。

また、田端さんのおっしゃった問題ですが、国民食糧という大きい部分もあるのですが、道民食糧という道民の食生活と北海道農業

との関連を、ぜひそういうレベルでの視角で振興条例を見据えてほしいと思えます。

司会：市町村段階の振興条例を作り上げるといふ面では、我々北海道地域農業研究所も大いに力を発揮しなければならぬと思えます。

つぎに担い手の問題ですが、現在、北海道の農家は約八万戸と言われているわけですが、高齢化しかも跡継ぎ無しというようなことで年々二、三%の農家が引退するということになりまして、二、〇〇〇戸から二、五〇〇戸へ引退するという状況がこれからも

担い手対策

社団法人 北海道農業担い手育成センター

所長 笹川 幸男

笹川：担い手の問題については、カッターやトラクターの交差時に、一部マスコミが指摘したことは、輸入自由化を阻止して国内生産を維持するといつても、担い手の状況や推移からみると、果た

だ続くだろうと思えます。それに対して補充の関係ですけれども、平成七年度卒業者で四〇〇名、またUターンなどの新規就農で約百名ですから、五〇〇名への補充で、実に補充率が二〇%を切るというような状況です。地域によっては担い手問題が非常に深刻な状況になっているのですが、この辺りを踏まえて、昨年、北海道農業担い手育成センターが設立された。初代の所長に笹川さんが就任されました。笹川さんから担い手確保とこの立場からお話いただきましたと思えます。

してできるのですかということが言われたのです。それはまさしく農業の担い手ということがすでにカッターやトラクターの時に国内的には課題になっていたというところで、そういう背景があつて、

やはり北海道農業の振興・発展を図っていくためには担い手の確保が重要だということで、センターが設立されたわけです。

北海道農業を担う意欲と能力のある青年農業者を確保するための担い手対策については、農政の本来の政策課題であり、行政がやるべきことはやるわけですが、センターの役割としては道などと連携をとりながら行政では対応しづらいきめ細やかな対策を民間的な感覚で実施していくことです。

後継者のいる

農家は四九・一%

農業の担い手の現状で言いますと、平成七年のセンサスの調査では、跡継ぎのいる農家というのは五〇%を割り四九・一%となっており、これは十五才以上の男女を含めた後継者がいるかということで、同居でない人も含めての数字です。また、平成六年に農協系統が実施したアンケート調査の結果でも後継者がいるというのは三八%、いないというのが四二%はつきりしないというのが二〇%



▲笹川 幸男さん

ということ、いずれにしても後継者のいない農家が、後継者のいる農家を上回っていることになっております。

農家戸数の減少についても、このような状況を背景に大体一年に三、〇〇〇戸程度減少しており、平成二年から平成七年の五年間の農家の減少率というのは平均三・二％で、また、平成七年と八年を比較すると一、五〇〇戸の減少で、二％になってちよつとダウンしている。しかし、五十年代後半から離農率が高くなってきている。これはやはり農業の将来展望がガツト合意による自由化の問題などももちろんあつて、農業の厳しさが反映し、離農が増加していると思われまふ。離農の理由としては、後継者問題が最も多く次に労働力

不足となつており、いずれにしても担い手がいないということが離農の理由の八割近くを占めているということだ。

従つて、私どもは、農業外から農業へいかに多く優秀な青年をお世話をして、農村地域に送り込むかという仕事をしているわけです。新規卒就農者は平成六年でみると四〇〇人、Ｕターンで他産業にいつて戻るといふのが約一〇〇人で、農業外から農村に新規参入という形で新規就農するのが、大体三〇人前後で合わせて大体五三〇人位で推移しております。三十年で世代交代をすると仮定しますと、平成七年の農家数を八万一、〇〇〇戸とすると、一年に二、七〇〇人程度の新規就農者の補充が必要となります。それが五三〇人ですから補充を必要とする二割弱ということになるわけです。担い手センターでは、新規就農の促進をするためＵターンや農業外からの新規就農の希望者などを対象として就農相談活動を実施しているわけですが、この四月から十一月の九カ月間で相談者というのは一、三

四〇人となつており、これは前年に比べますと四割強と大幅な増加となつております。

就農・体験実習者 二四〇人

この、相談者一、三四〇人の内訳をみますと、その内の六〇〇人は農業の体験実習で、新規就農を目標としてという相談が七四〇人です。体験実習の希望者はほとんどが若い女性で学生や〇しが多く占めております。これは、夏休みや社会人ならばある休暇をまとめて、極端ですと正月休みの前後に酪農に入りたいというものの中にはいるわけですが、これは職業としてはなく、あくまでも体験としてなのです。相談者のうち大体四割の人から体験実習の申込みがあります。六〇〇人の四割ですから、二四〇人ほどの人から実際に体験実習に入りたいという申込みがありました。次に、新規就農を目指している相談者ですが、ほとんどの方が農業に関して未経験でありますので、二年か三年は先進的農家などで農業研修をしなければならぬということだ。七四〇人

の相談者の内、十二月末までで既に約二割の人から研修先の紹介斡旋の申込みがありました。これらの人の職業は六割が会社員や公務員などの脱サラ組です。次に、実際に研修に入るときに、酪農部門はいつでも入ることができるが、耕種部門は時期的に制約がありますので、秋に申し込んだ人は翌年の春まで待つてもらわざるをえないということだ、スムーズに処理できないという問題があります。今まで各市町村に入り、研修や実習をしているのは研修で五〇人、体験で一九〇人と全部で二四〇人となつています。さらに、この四月までに新規就農の研修で六〇人位は入る見込みとなっております。これまで入つた二四〇人は、道内二〇六市町村のうち、七一市町村で受け入れております。

新規就農や体験実習の希望者が大幅に増えてきていますが、この背景というのは私どもの取り組みの強化をしたということもありませんが、農業に対する職業としての再評価や食への関心の高まりなどが反映しているものと思ひます。

農業・農村への関心が

高まっている

農業・農村における生活のゆとりや潤い、安らぎなど、いわゆる農業・農村に対する関心が毎年高まりつつあるというふうに感じております。私も東京・大阪・名古屋の相談会に行ったわけですが、南の方へ行けば行くほど、新規就農を希望する動機は、自然環境の中で農業と共に暮らしたいとする「農村で生活する」が増えており全体の三分の一、「農業で生計を立てる」が三分の二となっています。このように本来に農業を担ってやるという方々と、もう一つは農村で生活するというか、そういう生き方をしたいという方々がいると思います。いずれにしましても、動機はいろいろですが、就農をめざす希望者は、今後増えていくのではないかと思えます。名古屋での相談会は昨年始めて開催いたしましたが一四〇人来たし、大阪も二五〇人くらいで、予想以上に来ています。東京は新聞やラジオを使わないで一七〇人位ですか

ら、これらを利用しPRをすることもっと多くの就農希望者を集めることが、この一年の経験で痛切に感じております。次に、受入側の問題ですが、市町村の受入体制が十分でないという面があります。今後ある程度、北海道へ向けての新規就農なり体験実習の希望者は増やせると思いますが、これに対応した受入の体制を整備していくことが必要であると考えています。

例えば、町村で離農があつた場合、すぐ後に新規就農者を紹介してほしいとの要望が来るわけです。新規就農の希望者のほとんどの人は未経験者ですから、即入植というわけには行かない。ですから研修の段階から市町村で受け入れる、そのためにも研修の受け入れ体制が必要だと思えます。そのいい例が、新聞報道その他でご承知と思うのですが、浜中町では農協が平成三年から研修牧場をやっているし、月形町が平成五年から町で花の研修農場を、新得町は昨年八月にレオスファームということで、女性専用の寄宿舎をつくって研修を実施しています。それから別浦

町では、第三セクターで研修牧場をこの四月からオープンして今年五人受け入れ、三年ローテーションでトータルとして一八人ですね。そういうふうには各町村でそういう受け入れ施設、研修施設の整備もされつつあります。また、平成九年度の事業として農林水産省で農業生産法人の研修生等の受け入れを積極的に進めることとしています。

農業法人は就業規則などが整っているから、研修として入りやすいし、すでにサラリーマン気分で農業に入るといふ希望者もいるわけで、今後、研修希望者などの受け入れ先として、農業生産法人に期待しています。新規就農者については、今後見通しは明るいと思えますが、今までの一年で三〇人が一度に一〇〇人になるといふのは不可能です。しかし、地域への活性化を図るという意味では、農業外から、いろいろな職業の経験をした方が地域に入るといふことが、地域の活性化につながる。そのことが農業後継者の定着率にもつながるわけです。そういう意味で地域の活性化などの波及効果に

期待しております。

後継者の花嫁対策を

あとは担い手と密接に関係するのですが、農家の後継者の花嫁問題があります。花嫁問題も私もセンターの重要な課題だと思つていっているわけですが、北海道農業会議が、平成五年に調査した結果では、未婚の農業後継者は半分を占めているというのがあるわけですが、結局三〇才以上になってまだ後継者が未婚であると。先ほどの家族農業とも関係するのですが、農業の体質としてやはり配偶者がいないというのはもう致命的なわけですね。私も担い手対策の中で花嫁問題を積極的に進めたいと思うのですが、具体的にはなかなか決める手がないというのも事実です。センターの取り組みで申し上げますと、東京に、首都圏センターを開設し、就農相談と併せて花嫁相談も実施しています。特に、道内各地域の取り組みとして、関西方面から花嫁の受入れを行っている事例がありますので、来年度はできれば大阪にも就農コーディネーター

を配置し花嫁相談を実施したいと思っております。

司会：…どうもありがとうございます。お話しつて就農希望者が七〇〇件以上ということですね。実際には、体験や研修で二四〇人くらいしか受入れてないということですが、将来受け入れ体制がきちつとできればもつと期待が持てます。都会からの新規就農は農業を国民的合意を得る立場からも重要であると言えます。新規就農者をスムーズに受入れることができれば、かなり北海道農業の明るい展望が開けるのではないかと思うので、一つ頑張っていたらと思います。

一通り皆さんからお話を伺っていきなさいと思うのですが、北海道農業は今後どうなるかという問題、

農地の流動化対策

北海道東海大学国際文化学部 教授 谷本 一志

農地の需要が減退

谷本：話題になりました農地の流

今の担い手問題と併せまして非常に大事なことは農地問題だと思っております。北海道では高齢化が進んでいて、毎年二〇、〇〇〇畝ぐらいの農地が放出されていると言われてはいますが、笹川さんのお話にもありましたように担い手が十分に確保できないということが農地の受手がなくなるといふことで、全道的に耕作放棄地が出てきています。という問題も出ておりますし、そしてさらに新規就農者に関連して大事なのは、新規就農者が入るのに非常に抵抗を感じる負債の問題ですが、負債の八割は農地だといふことで、農地を賃貸方式でやればもつと新規就農が増えるのではないかと期待感があるので、その辺を谷本さんの方からお願いいたします。

動化対策ですが、流動化という問題も府県は担い手の農家に農地がなかなか集積しにくいのをどうす

るかというので流動化問題はある

んですけれども、北海道はむしろ司会者も先ほど言われたように、出し手に対して受け手が農地を拡大する意欲がない、特に地価が下落したり、市場対応あるいは自由化とかいろいろな中で農地がほしくないという対応がかなり出てきている。農地の供給に対して、需要がなく余り始めているというところが、北海道とか九州の専業農家地帯に現れている現象があるのではないかと思うのです。農協単位で調査したのを見ても、まったく欲しくないわけではなくて二割程度は欲しいのだけれども、その二割程欲しい農家であっても優良農地であればいい、あるいは地続きであればいいというかなり条件が限定されてきている。そういう意味では、先ほど離農者の問題がありました。出し手のほうから出された農地をさらに買おうとしている農家の間でミスマッチが完全に生じてきているのだという意味も含めて、放出されている農地と買いたい農地が完全にアンバランスになっているというのが

問題としてあるわけです。

さらに、野菜などは特に農地はいらぬわけ、むしろ一部の農地を持って余すべりの農家すらある。また、その放出農地が分散していたり、いろいろ条件が悪い。出てくる農地がまた悪いわけですね。放置された農地は十分に管理されておりませんから、そういう農地を買ってまで経営すると、むしろ所得率が下がるという問題があります。

公社長期賃貸借事業を展開

極端な方法ですが、つまり農地を放出するのを止める。あるいはそれを減速させる方法が一つあると思います。今、高齢農家なり「タイヤしよう」としている農家をやめないで営農を続けていただく。五年でも八年でも営農していただくことによつて、農地放出をくい止める、あるいは先送りするというのが一つある。あるいは中間的に供給を止める意味では一途中で間に入ってもらうべき。中間保有的に、公社がやっている事業ですが、公社が入ることによつて



▲谷本 一志さん

個別農家がすべに買い取らなくて済むような中間的なファンド機能といえますか、それを強化すれば良い。来年度から公社の長期賃貸借事業が展開します。

公社の事業によりまして、一、六〇〇畝くらいは可能だろうと言っている。全体で三〇、〇〇〇畝くらい移動するわけですから、五%はあるかと思うのですが、それでもそれを回していけば、先ほどの新規就農も含めてかなり事業展開はできるだろうと思っております。それプラス従来の合理化事業がありますから、そういう形で中間で保有する機能を拡大していただくという公社の事業に対する期待もまた高まってくるだろうと思っております。さらに先ほどの高齢農家ですが、今までですと一時的

な賃貸借なわけですね。高齢農家の方も五年なり三年なりしながら結局売りに移動する可能性が随分高い。これはこの後も同じでして、売りにする可能性は高いのですが、その方がその後も土地を持っていたら、つまり土地持ち非農家という意味合いになると思うのですが、土地持ち非農家として大量ではなくて五%くらいでしかないと思います。出てくる農地と買わなければならぬ農地とのギャップを、若干いろいろな形で多様化する保有形体、あるいは賃貸借を先送りしていただく中で、当面は問題を先送りするというのを北海道もやはりしていかないと、全部売買中心で買っていたのでは住専ではないですけれども、地価下落分を結局買い手農家がリスフを負わなければならぬのですね。それを続けている限り、自作農体制ということなんでしょうけれども、当面は今の地価下落という中でやはり全部を買つという方式は、買い手農家にとつてもリスフが大きいだろうとおもうのです。ここ少しの間は買いたくないわけですか

ら、それを買わされるという仕組みはやはり回避しなければならぬ。欲しいならばもちろん買つても良い。買える条件が整つたり、自己資金がかなりの額をつたえたらもちろん買つていただきたいわけですけれども、そういう意味では長期的な自作農主義でいいのですけれども、買いたくない農家の所はいろいろな形でサポートする仕組みを、地域としてもあるいは政策サイドとしても必要だということになってくると思います。そうでない限りどんどん売れ残つてくるだろうし、耕作放棄も出てくるだろうということになってくるのではないかと思えます。

さらにそういう中で地域的なシステムということになってくるのでしょうが、ある程度は地域としても先ほど長尾部長が言われた通りだと思つたのですが、地域の産業連関といえますか、農地を確保する、それは田端さんの話にもあります。農地の維持・保持、ある程度自給力、自給率というのを示していただきたいと思つたのです。示していただく中に、守るべき農

地と守るための手だてと保障が必要ですよ。

新規就農者のためにも

地域で農地の団地化を

そういう意味では団地化、あるいは先ほどの新規就農の方が入る場合も含めてですが、辞めていった農家の農地に新しく入ろうとしたって、辞めていった農家が失敗したわけですから、その後素人農家が入つたらもつと失敗するだろうということですよ。その時には良い農地を一団地用意して入っていただくということですよ。個別に辞めていったらばらばらの農地を、個別な地域でまた対応するのではなくて、団地化したり農地とカ施設も含めて、条件を地域なりに再編するような地域のシステム化が必要だろうと思つた。それは交換分合とか既存の農家の営農条件を農地条件を含めて再整備する。いろいろな条件整備をさらにしていかないと、個別の農家間で受け手も出し手も考えていくということには、もう過去の問題だろうという

ことです。その中で公社に期待しますし、町としても町有農地を持つたり、町が農業公的な合理化的な事業もできるのではないかと個人的には考えています。ただ農地法の制約があったりして、町有農地みたいなものになかなかなくて難しい問題があるのでしょ。うが、いずれにしろ土地も人づもりも個別農家の問題ではないと思えます。もう地域の問題として考えていかなければならないだろうという事です。

さらにもう一つは、公社と個別農家とが高齢農家とが、土地持ち非農家、そういう中で農地の保有を縦的に総力戦で現状なり、よほど悪い所は多目的に利用することも含めながら、今の農地の内の九〇%なり九五%なりを守る。そういう前提の中で、総力的に地域も農家も農協もあるいは、公社も全力発揮して、市町村で公社を作れる所は作りながら、縦的に総力戦で農地を守りながら、地域の土地管理を再編するという役割を担う中で、買手手を廻り起こしていくということが大事だと思

います。それとともに出し手を先送りしていく、土地持ち非農家のよ。うな所に持ち続けてもらう。試験的に兼業農家層に位置づけていくというのも合わせながら、永久貸借、十年も二十年も貸し続けても。らえる農家層は大事にしていく。このところはいろいろな形で誘い込みながら、総力戦で担い手に何とか結び付けていくという中で、農地を守っていくということに総力を挙げていくということになつてくるのではないかと思えます。

司会：ありがとうございます。
今のお話のように総合的に地域全体で農地のことを考えてやるというようなことが、大きな課題になつてくると思えます。そういう意味で地域農業をどう守っていくかという問題で、農協の役割というものが重要だと思つのです。農協は担い手の問題、農地の問題、それから地域農業をどう支えていくかということで非常に今重要だと思つのですが、ここに自由化という問題が絡んできて、従来北海道農業は作れば何とかやっていけるという時代から、農畜産物をどう

販売していくのかということが課題となつてきます。

営農指導という問題に絡んで二

農協の対応策

北海道大学農学部 助教授 坂下 明彦

経済合理化だけでない

地域と密着した農協改革を

坂下：全体として今農協がおかれているのは、農協改革という系統組織事業の全体に関わつての問題だろうと思えます。

農協系統組織の大きな課題としては、WTO体制、さらには新食糧法の中で農協が系統組織として企業のなりすトラ、合理化を進めていくということが相当明確になつてきている。これは農協の合理化を進めていくということで、特にこの数年で農協合併により農協数は激減したわけです。

現在、全国に二、〇〇〇農協があるが、それに対応して全国段階の農協連合会は県段階の連合会を

十一世紀における農協のあり方について、坂下さんのほうから提起していただきたいと思います。

中抜き形にして二段階の形にしてよ。うということ。元々は農協系統内の改革路線であつたのですが、住専問題との関連もあつて、この十二月に農林中金と信連とが合併するという法整備もとの、今までの「自主的」な改革路線だつたものが、制度的、政策的な路線となつたということで、強制化されているという段階です。

おそらく北海道では合併もあまり進まなかつたという面もあるのですが、全国的には経営合理化のための二段階制を進めようとしているのに対し、北海道の場合はホフレンに限らず、連合会は横並びで「道内完結」二段階を選択した。全国的な動きは、全農をトップにして農協系統を二段階にしていくということ、どちらかとい

と農業のほうの論理より企業の論理を進めています。農家の方も単位農協の規模が大きくなって、農協との距離が広がっています。

これに対して北海道は国の食糧基地ということもあり、農協系統組織として、農業を外した形での農協再編成はあり得ないという枠組みのなかで、いわば全国的な動きに反するような方向で現在は進んでいると思われまます。そういう意味では先ほど長尾さんが言われたような国の政策と地方自治の政策とのあり方と同じようなことが見られる。北海道の農業というのは経営面で岩崎さんが言われたように強い面と弱い面を持つているわけですが、少なくとも、多国籍企業の論理で動くことに対してはNOというわけで、農協という



▲坂下 明彦さん

組織が存立するためにも、農家に目を向けられないような改革の方向とというのはあり得ないということですよ。ホフレンが雪印のような株式会社になって生き残るということはあり得ないことです。現在、農協が採るべき視点と言つと、地域を守る、地域の農業、農産物を守るということだと思えます。

地域の経済・生活・文化を守る

従来は不足の経済社会のなかで農産物を国民のためにいかに円滑に供給するかという国民経済の旗印の下にやってきた。特に北海道は国の食糧供給基地として国民に食糧を提供してきた。

しかし、これからは視点を變えて、地域の農村の中の生産というよりは、そこに生活する農民の経済と、生活の拠点となるような方向での改革を旨とす、そういう意味でよく生産と生活というふうに言われるわけですが、農協としてみた場合には地域の経済と生活あるいは文化を守るといふことだと思えます。

まず経済の面ですが、全国の農業のかなりの部分が空洞化してゆくなかで、日本及び北海道の消費者のために頑張つて食糧を供給する。経済としてみると農業も商品を生産するわけで、相手としての消費者、或いはその中間の加工業者へ食物の原料を提供してきた、つまりこれまでどちらかと言つと原料農産物だったわけで、加工資本への原料供給基地であった。

直接食べる物としての農産物を供給するという視点がなかった。この点については最初はホフレンの販売方針も移出産地としての北海道ということを非常に強調しているが、これからは北海道の消費者のことも考えながら、多チャンネルな形で、産直をも含めて販売方式を総合的に考える。

営農指導の強化と

地域特産物の商品化

こつとした販売を考える場合、営農指導というものがきわめて重要になります。従来は生産基盤との関係でみるかどうかやつて売るかということと、野菜の場合などは生

産部会をつくつて、いわば販売のための営農指導をしてきました。

しかし、これからは土地利用型の農業においても営農指導を強化していく必要があります。長尾さんが言つたように、低投入型の農業経営において土づくりという基本にもどる必要がある。つまり農協の事業でいうと生産資材購買と結びつくような形での営農指導のあり方が、新たに考えられるべきだと思われまます。従来はほとんど単位農協がそれを担つてきたのですが、いわばサービ部門としての営農指導というのは、これまで実態としてなかなか余裕がなくてできない面があつたが、これからは人の問題、配置をどうするかを含めてホフレンが中心になつて支所を含めて、道内三段階的な形でやることも考えられます。そのことが地域の農産物に見合つた支所段階での農産物の商品化に結びついていくと思えます。

それからもう一つの生活面の活動については、北海道は従来非常に弱かつた。ウィークポイントといつてもいいのですが、生産、生

産ということでも汲々として、生活に關しては生活改良普及員にまかせっぱなしで、農協の生活指導員は殆どないに等しいかった。これからは中山間問題、高齢化の問題、それから地域としての生活・農村文化というものに発展させていかなければならないと思います。

新しい生活・文化・事業運動を

従来の生活事業というのはAコ—プで物売ることにイコールで共済事業とか厚生連の病院経営などがそれにつけ加わったものでした。新しい生活事業というのはそういうものを含んだ地域社会の新しい生活・文化事業であり運動であるという認識がまず必要です。

その中でもすれば男中心の社会で来たわけですが、特に婦人とか、農業以外の地域住民の参加そして、若い人の役割などを考えなければなりません。そういう意味ではこれまでの生産一本槍から経済の建て直しと生活の向上をはかるということで、そういうことをしないと逆に農協が農家から見

放されてしまうという事になりかねないと思います。

それからもう一つNGOの役割についてなのですが、今まで農協というのはどちらかというところ、農政の下請け的な部分が非常に強かったと思います。これからは民間団体の立場から消費者や諸外国への援助に積極的に力かわる必要があると思います。特に北海道農業は農業のレベルは高いのですから、アジアの農業の発展に十分寄与している力を持っていると思います。また、消費者の運動と連携して、もう少し国民の中に入って幅広い枠組みのなかで運動を展開するべきだと思えます。

討 論

司会：どうもありがとうございます。

今日はそれぞれの立場で皆さん方から二十一世紀へ向けての展望について語っていただいたのですが、地域農業の問題をどうつけとめるか、これが一番大きな視点であるうと思えます。それは長尾さ

んの言ったような、家族経営あるいは循環農業ということをきちつと押さえないとやらっていくことが、これからの北海道農業の生き残る道ではないかと思えますが、長尾さんいかがですか。

農家自体の意識革命を

長尾：さしあたっては農業・農村振興条例もありますので、地方自治体による農村振興策に、まず第一段階期待したいと思えますが、何分にもやはり農家自体の意識革命をやっていたら駄目だと思えます。いつまでも国の保護に依存するという姿勢からは何も生まれなと思うのです。

司会：先ほどから農地の問題に關しても、担い手の問題に關してもやはり農家の意識をどう変えていくかということが課題だと思えます。地域全体として伸びていくためには、みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向に向かつて行かなければならないということですが、田端さん消費者の側から見て北海道農業に対して意見がありましたら聞かせてく

ださい。

田端：農地の放棄や農外転用があることは、消費者にとつても不安なことですが、自治体が「農地の里親」になり、意欲ある経営主体に委託して新規就農を促進するようになることができないものでしょうか。道内農業にとつて農地の保全是重要だと思えます。

北海道にとつて、なんといつても農業は主要産業であり、全国の食糧供給基地としての役割は今後もますます重要になると思えます。だから北海道農業は元気でなければならぬと思えます。他府県の消費者が北海道農業に關心と期待を寄せるほど、道内消費者はそのことを自覚しているでしょうか。北海道版の「生・製・販・消同盟」を実現したいですね。

農協・漁協・生協など協同組合員の人口比率が極めて高いのが北海道の特徴です。提携の強化はもちろんです。例えば協同組合会議を常設して国民生活にとつて重要な農業、食料、環境、福祉などに関する国民多数の立場に立つた政治的発言ができるよう期待した

いですね。農業の国際化の中で重要な役割だと思えます。

司会：やはりどうも我々農業関係者というのは、今まで食糧を生産しているというよりも、単に農産物を作っている、作った物がどう消費者に支持されるかという視点がないから、いずれにしても食糧という問題を中心に、消費者と農民がどう歩み寄って結びついてやっていくかというのが非常に重要です。

地域をどう発展をさせていくかという立場で今の農業を考えろ。そういう意味では長尾さんの言っているように、単に中央政府だけの政策では北海道農業はうまくいかない。やはり地方自治を捉えた中での地域の人達との交わり、こういうものを大事にしながら今後二十一世紀の北海道農業を考える必要がある。

長尾：これからの北海道農業は競争してというよりは住み分けをして生き残る、地域として、農協として手を繋いでいくという姿になるのが望ましい。そういうところで初めて安定した行き方があると

思います。こういう危機的な状況に対して改めて協同関係みたいなのが芽生えていいのではないかと思っております。そしてその延長線上にまた農協と生協との再編提携ということが期待されます。その受け皿になる農家の姿もお金に替えられない貴重な生き方を見出すことに大きな意味がある。今までの中央集権的な規制の中でやって、お金で頬を張られてきたのとはちよつと違う形です。

中央官庁の統制に従わないとどんな目に合うかわからないということに若干不安はありますけれども、従来の方向とは違う生き方になると思っています。

国民的コンセンサスで

デカップリングを

笹川：今回、道が定めようとしている農業振興条例の一番の柱は、農業・農村に対する道民のコンセンサス作りとなっております。というのは、カッターウルグアイラウン下の合意では主要農作物の関税引き下げというのが六年間で十五％となっておりますが、さらに、見

直しの時期に関税引き下げというのが必至なわけです。そうなる内外価格差というのは開くことになり、消費者の理解が得られなければ、作った物の販路がない。ですから農業を存続させるにしても、農地を保全することもそうですが、結局は、道民、しいては国民から食糧の安全保障や農業・農村の多様な役割に対して理解を得る必要があります。

カッター交渉のときに、日本は国内自給の立場から食糧安保を主張したが、食糧輸出国から安定的に輸入先を確保することも食糧安保につながるとして、国内自給を前提とする食糧安保論は容認されませんでした。しかし、農業・農村の持つている多様な役割についての主張は、多くの国の共感を得られたと聞いております。

このように日本がカッターの場で、農業・農村の多様な役割と食糧の安全保障ということを始めて主張しましたが、これは農業基本法にもふれていないことです。現在国で検討を進めています新しい基本法の中には是非入れていただきたい。

それは北海道農業振興条例で明記することが国に対して北海道を位置づけることにもなるとおもいます。

次に、農家の所得確保の問題があります。今後、輸入農産物の価格との関係などから農産物価格の引き下げが懸念されるが、そうなる農家が農業経営を継続していくことが非常に難しくなります。さきほど述べました農業・農村が果たしている多様な役割について、国民的なコンセンサスを形成する。そして、農業が農業経営を継続していけるように、EUなどが実施している、デカップリング(註3)による所得保障など何らかの対策が必要ではないかと、そういうふうに繋がっていかないと支えきれないのではないかと思います。

私ども、担い手センターが、新規就農を推進していく上で農業の展望がないというのが一番問題です。これは農業を辞める人がいることは、新しく入る人にとつて将来どうなるんだという話になりかねないわけですね

北海道の農業・農村を守り、発

展させるためには消費者の理解を得て、道産の農産物を買ってもらうということであります。そのためには、生産者はクリーンな農業をやって安全で良質の農産物を生産することも、できるだけコストを下げるという努力が必要だと思えます。

土地利用型

クリーン農業を

谷本：農地の側からみても、今まで農地は生産の場だということでも農地法があったんですけども、農地法を改正しようというのではなくて、やはり農家だけではなくて非農家の方にも消費者の方にも農地を使っていたら、開放するという視点をこの際していかなければならないのではないかと。先ほどの里親制度、地域の生産の場の一部を利用してもらうのも含めて、市民農園とかいろいろな形で住民の方にも開放してもらうというふうな農地にしてみよう。

例えば、そういういろいろな形で農業を理解してもらうために、生活の一部としてあるいは生産の

場を理解してもらうために開放をするのを含めて、地域の農地は全部農家のものなんだ、あるいは農協のものなんだという感覚ではなくて、一部いろいろな形で国民の方にあるいは市民の方に理解してもらえるようなエリアにして、やはり全面的に農業サイドから利用していただく。あるいは実際に農作業にタッチしていただくというふうなメニューを用意する中に、一部農地を多面的に農地として守りながら、その中にいろいろな農業を理解してもらうメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけていくというふうな運動も含めて、一部開放して多目的利用していくという努力が必要だと思えます。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイドとしてもさきほどの低農薬クリーン農業ではないですけど、府県の集約農業にあるいは金儲け農業に、北海道の土地利用型農業が引きずり込まれてしまったという面もあるのではないかと思えます。そういう意味では北海道の利点は土地利用型である。クリーン農業の中で付加価値をつけて、農産物が高く売れるんだというふうな戦法を含めて、もう一回北海道の立地条件、メリットを見直して、真の土地利用型農業に回帰していく。その中で所得向上などを模索していくということに北海道の生きる道があるのではないかと思っています。

ある程度の農地を粗放的に経営する。そういう中で全部の農地を守りきるような戦略もあるのではないかと思うのです。集約化していきますとますます農地が余っていくわけで、そのギャップが、もちろん地価が高かったり、安かったり、それがいろいろな周辺の農業団体も含めた圧力の中で、土地は今減少しているんですけども、少なくともそこから低投入型にいへんのは、まだ壁があるわけです。簡単にはいかなんですけれど、長期的にはそういう戦略になるのではないかと思えます。司会：大体まとめを言います。いま笹川さんと谷本さんからお話がありましたように、二十一世紀

へ向けて北海道農業を考えたい場合、従来どちらかという生産としてしか農業を考えなかつたのですが、それをもっと多面的、多様な捉え方をして、例えば北海道振興条例の中にもつたつてありますけれども、都市生活者が農村に行つて潤いや安らぎを得る、これも農村の果たす大きな役割だと思えます。そのように多面的な捉え方で、これからの農業・農村の理解と、それこそ農協は単に生産ばかりではなくて、福祉だとか文化だとかいうものをとり上げて行くというふうに多様な方向でものを捉えていかないと、国民的な理解を得られないし、地域も発展していかない。こういうことに尽きるのではないかと思っています。

それぞれ今日皆さん方からいろいろ問題を提起していただきまして、これからの北海道農業、二十一世紀へ向けてますま遅く発展していくことを期待しまして、今日の座談会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(註)②のの説明は巻末参照

道産豆ユーザー の熱い思い

— 道外菓子メーカーの取材から —

広報ほくれん 編集長

能 條 伸 樹

天満宮参道名物

梅ヶ枝餅の『きくち』

毎月一回くらいは道外に出張する。主としてホクレン広報誌に連載している『道産流通レポート』の取材のためである。

この企画は、北海道の農産物の主要なユーザーを訪ね、その企業の業績などを紹介することも、原料供給産地・北海道とホクレンへの期待や要望を聞くという内容。取材先は食品メーカーが中心だが、ナショナルブランドの大企業から地域の中堅企業まで、その規模や歴史はさまざまだ。

しかし、いずれも個性的な経営感覚とたゆまない挑戦精神を持つ経営者によってリードされているだけに、取材のたびに、スリリングな興奮とともに、教えられることが多い、対象原材料のうち最も取材の機会が多いのは小豆、手巾などの豆類。そのほか、ピーナツ糖、馬鈴しよ、でん粉、乳製品、いも・たまねぎをはじめとする農産

園芸作物、米、小麦、そば類、そして肉や鶏卵など、まずは北海道農業の万般にわたっている。その中で、今回は、最近の道産豆ユーザー取材で感じたことのいくつかを述べてみたい。

昨年のいまごろ（二月上旬）、私は福岡県内にいた。その時の取材先は、これまでも取材した百社を超えるユーザーの中で、最もこじんまりした地域のお店で、このシリーズに登場するのは、やや「異例」に属していたかもしれない。

寒冷前線の通過で寒波におおわれ、九州は時ならぬ寒さだった。太宰府天満宮の梅もまだほころびそめず、ちらちら雪さえ舞うありさま。お宮の参道も人影はまばらだったが、軒をつらねるみやげ店の中で、目ざすその店だけは客足が絶えない。太宰府天満宮の参道名物・梅ヶ枝餅の『きくち』は、問口二軒そこそこの店だ。大きな赤ちようちんがなければ、誰もが見のがしてしまうだろう。だが、味の情報というのは千里を駆けるのである。この店には、土地の人

◀梅ヶ枝餅の小さな地域一番店「きくち」



ばかりでなく、観光客たちも「三情報で集まってくる。昨年も、元日だけで三万个（一個百円）を売ったというから驚く。

「あんこ」は道産小豆 一〇〇%使用

その理由は、あんこの原料（道産小豆）にこだわる自家製館のノウハウにあると社長の菊地洋子さんはいう。「私は梅ヶ枝餅と結婚したようなもの」と豪快に笑う女傑の洋子さんが、四十数年間、女手で切りまわしてきたという自信—あえて「道産小豆一〇〇%使用」の看板を店頭にかけて近隣業者の反発を買った時期もある。看板は黙ってははずしたが、「組合あっせんの製館所から館を仕入れてくれ」という申し入れはキツパリ断つて、娘さん一人と豆を炊き続けた。博多女のこの気つづが千客万来の原動力である。

だが、そうして守ってきた「きくち」の味を危機に直面させたのが、平成五年の凶作と豆相場の暴

騰だった。「信じられぬ価格で品質は悪かった。あのときは何度、この商売をやめようと思ったが…」。輸入物に代えることはツク考えず、道産がなければ「廃業」まで思いつめさせる、この「原料価値」の重さを、生産者は本当に考えたことがあるかどうか。

「きくち」は、年間小豆使用量が約一五〇程度。ユーザーとしては、他のメーカーと比較になる存在ではないだろう。しかし、経営のスケールや手法が月とスッポンでも、商品の質にこだわる良心的メーカーにとつて、「豆」の位置づけに軽重はない。あらゆる道産豆を大事にしてくれるユーザーの「原型」が、このちいさなお店には、あつたと思う。

安定供給への 切実な訴え

この二年ほどの間に取材した他の道産ユーザーをふりかえつてみると、まず、全国五百店舗のフランチヤイスチエーン（FC）展開



能 條 伸 樹 (のうじょう のぶき)

- 1930年東京生まれ
- 1951年北海タイムス入社。編集、総務、営業の部長、局次長、局長職に。
- 1983年ホフレン農業協同組合連合会入会。広報誌編集長として在職中。

〈著書〉詩集「薄明に呼ぶ」(北書房)、「父と子の二十代詩集/時代」(ことばの工房)、「農と食の窓辺/コラムちゃんねるの100カ月」(ホフレン)「北風ちゃんねる/続農と食の窓辺」(共同文化社)など。

〈作詞〉札幌市「市民の歌」(川越守作曲)、「北海タイムス社歌」(八洲秀章作曲)、北海道農業博テーマ曲「北のいぶき」(青木清一郎作曲)、栗山町立継立小学校校歌(杉山祥子作曲)など。

- 北海道詩人教会会員 ●北海道文学館会員
- 北海道速記士会会員 ●詩誌「青芽」同人
- 現住所 〒062 札幌市豊平区西区4条14丁目8-5

をめざす森の中の工場「シャトルーゼ」(山梨県の)が特異だった、斉藤社長からは、森の中の憩いの工場「ファームファクトリー」の「ロマンチックな構想とともに」、「原料小豆の供給ルートとして、ゆきつく先は契約栽培的な関係の構築を考えている。ホフレンの知恵も借りながら、農家のFC化を進められないだろうか」などと問いかけられたのが印象に残る。

秋田県湯沢市で創業百二十数年の「くらた」の、心あたたまる「民話菓子シリーズ」、愛媛県松山市で、これも創業百二十年の「山田屋まんじゅう」の風雅なひと口サイズ、山形県鶴岡市で創業百十年の「木村屋」では、重厚な風格の銘菓「古鐘」とも出会った。一世紀を越える暖簾には、それぞれに誇り高いメインアイテムが健在なのである。

一方、東京みやげとしてホビュラーになつてはいるが、本拠地は九州筑豊の「ひよ子」(福岡県飯塚市)にも行った。道産大手亡飴を、あどけないヒヨコの表情で包んだ、あの卓抜なデザイナーの妙。

それが工場の量産ラインでみごと再生産されていくのに感嘆した。そして、これからすべてのユーザーが、取材の最後の締めくくるとき、異口同音に居ずまいを正して語ったこと。それは「安定供給」(価格も含めて)への切実な訴えであった。

あの平成五年凶作以降、輸入豆に原料を切りかえたまま、まだ道産に戻つてくれないユーザーも少なくないのが現実だ。その中で、たじろがずに、北海道産を使い続けてくれた企業は、産地にとつてかけがえがない。「安定供給」を求めるユーザーの声をないがしろにせず、将来にわたつて強い信頼関係を築いていけるかどうか、道産豆の未来を左右するだろう。

太宰府天満宮参道の「きくち」の二階喫茶部で、博多弁丸だして私に「安定供給」を訴えた菊地洋子さんの真剣なまなざしが、いまも脳裏に残つて消えない。

連載



◇横田町の概要

横田町は、島根県南東部、中国山地のほぼ中央部に位置する山間の町である。町の南北には、JR木次線が縦断する。県庁所在地の松江市からは、山陰本線の幡生方面に乗り換え、途中の宍道で木次線に乗り換え、約二時間を要する。町の南には、高低差一七〇mの「二段式スイッチバック」と銘水「延命水」の湧き出ることで名高い、JR出雲坂根駅が設置されている。また、同駅付近の国道二四号線上には、「奥出雲おろちるープ橋」が架けられている。本町

あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.10

島根県仁多郡横田町の事例

農業公社による地域農業振興

は、このスイッチバックとループ橋に象徴されるように、相当急峻な山に囲まれているのである。

本町の面積は一八九㎢で、うち八五％が山林原野となっている。人口は、九五年四月現在、八、五六二人となっており、他の多くの山間地同様、減少に歯止めがかかっていない（八五年は九、〇一五人）。こうしたことから、本町は過疎地域の指定を受けている。

町の基幹産業は農業で、基幹部門は水稲と肉牛（和牛）である。特に肉牛は、中世における役牛生産以来の伝統を持ち、全国和牛能力共進会などで毎年高い評価を受けている。また、生産される牛肉は、「横田牛」と銘打ったブランド品として出荷される。農業以外では、かつて繁栄していた「たたら製鉄」の技術による「刀剣」、全国生産量の七〇％以上を占める「雲州そろばん」などで知名度が高い。

◇横田町農業の特徴

水稲と肉牛を基幹とする横田町農業の最大の特徴は、経営規模が零細なことである。九五年センサスによると、経営耕地面積は一、三三六畝（うち水田一、〇三〇畝）、農家戸数は一、三三三戸であるから、一戸当たりの経営耕地面積は一・〇四畝に過ぎないのである。しかも、山間地に位置するため、圃場は必然的に狭隘なものが多数



▶神話とたたらの里、横田町

を占めることになる。

町では、こうした点を克服し、農家の所得向上をはかるため、一九七六年、国営農地開発事業を導入した。当事業は九五年まで実施され、これにより三七〇畝もの畑地が造成された。町、農協などの関係諸機関は、この造成畑を基盤に、酪農、野菜、果樹、葉タバコなどの振興を指そうとした。

ところが、事業の進捗と同時に担い手農家の高齢化が進行した。



◀ 横田町農業振興センター

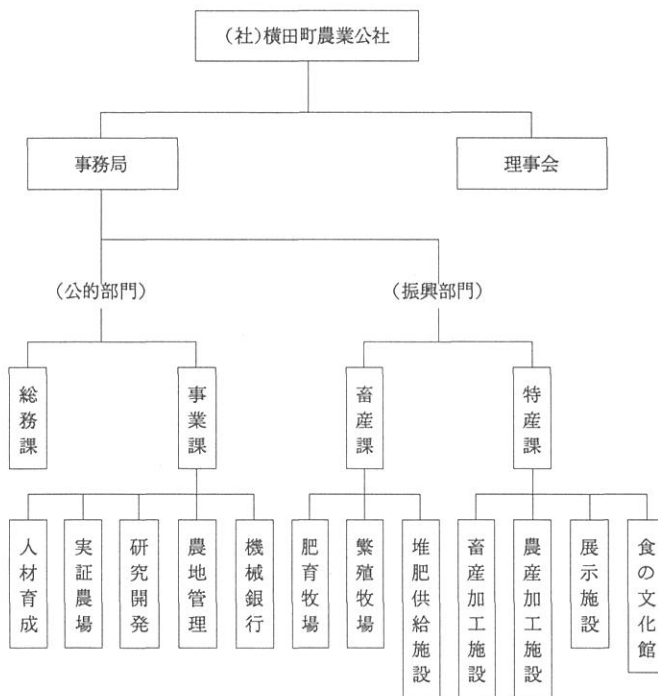
つまり、規模の零細性を克服するために畑地を造成したものの、それを引き受けるべき農家の労働力が脆弱化してしまっただのである。結果として、造成畑の生産機能は著しく低下した。町は、こうした事態に直面し、なんらかの対応策を打ち出さなければならなくなった。そこで検討されたのが、農業サービス機能を提供する農家支援組織の設置であった。

◇ 横田町農業公社の設立

こうした経緯により、一九八九年、造成畑の生産支援を主目的とした社団法人横田町農業公社が設立された。設立にあたり、当公社は、町、雲南農協、同農協生産組合の出資に基づく第三セクター形態で運営されることとなった。現在、資本金は八、四一〇万円で、町が五〇%、雲南農協が四九%、同農協生産組合が一%それぞれ出資している。

第三セクターとして設立された理由は、農協が採算制に乏しい農家支援事業の主体となることを回避したためである。当初、町は、「農業サービス機能は農協が果たすべき」と考え、横田町農協（当時）に農家支援組織を担うよう要請した。ところが、経済事業体である農協は、そのような採算事業の導入に応じることができなかった。それゆえに、本町における農家支援組織は、農協主体とはならず、町を中心とした第三セクターで運営されることになったのである。

図1 (社)横田町農業公社の機構図



注)：横田町農業公社提供資料とヒアリング調査をもとに作成。

ある。また、当公社は、民法34条に基づく公益法人の社団法人として運営されている。公益法人としての運営は、税制対策、ならびに機械、施設などの町有資産を管理するためである。また、社団法人としての町内の農家の民意を反映させるためである。社団法人であるな

らば、法人の最高意思決定機関として総会の開催が義務づけられ（財団法人にはこの義務はない）、出資者である社員には総会議決権が与えられる。そこで、町内農家で構成される農協生産組合を公社の社員とし、彼等が公社の業務執行に関わることを可能にしているのである。

◇横田町農業公社の事業

当公社で取り込まれる事業は、設立の動機となった造成畑の管理だけにとまらぬ。図1の機構図に示したように、当公社では、2部門4課体制にて様々な事業に取り組んでいる。代表的な事業について、各セクションごとに、簡単にみていく。

事業課では、「農地管理」「人材育成」などを実施している。「農地管理」は、件の造成畑を管理する事業である。ここでは、現在一名のオペレータが雇用され、毎年一〇〇畝程度の作業をコンスタントに請け負っている。ちなみに一九九五年の実績は、保全管理が三〇畝、作業受託が九三、七畝であった。次の「人材育成」については、後述したい。

畜産課では、「繁殖牧場」「肥育牧場」「堆肥供給施設」を運営している。前者の二牧場は、言わずと成る地域内の肉牛振興を目的としており、現在、約三五頭の繁殖牛、約一五〇頭の肥育牛が飼養

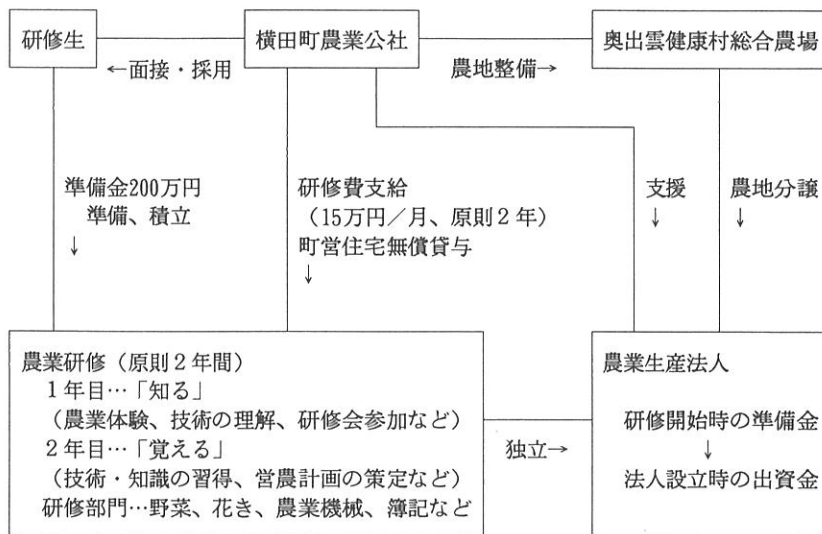
されている。「堆肥供給施設」は、これら牧場から収集したふんを堆肥化し、町内農家に販売するために設置された。そもそもこの施設は、生産機能の低下した造成畑の地力維持・向上を目的としており、設置当初から「農地の管理」と密接なつながりを持っている。

特産課では、地場産の農畜産物を「畜産加工施設」「農産加工施設」にて製造し、これら食材を「展示施設」に陳列、あるいは「食の文化館・ピオーネ（レストラン）と食材販売施設」にて消費者に販売している。なお、このセクションで実施される振興部門は、経営困難な初期段階のみ公社の枠内に位置づけられ支援を受けるが、経営が軌道に乗ると、すなわち公的支援の必要性が希薄になると、公社から分離され独立していく。たとえば、かつて公社で取り組まれていた「キノ」生産部門は、現在「奥出雲サンマッシュ」という有限会社となっている。

ところで、これら様々な事業の中で注目に値するのは、事業課の「人材育成」の一環である「農業

者インターン制度」である。当公社は、本制度の確立にあたり、一九九三年に農地保有合理化法人の資格を取得した。そして、一九九四年より、図2にみるような農地保有合理化事業を活用したインターン制度を実施している。本制度は、当公社および農業開発公社が集積した農地を研修農場（名称は奥出雲健康村総合農

図2 (社)横田町農業公社の「農業者インターン制度」



注)：横田町農業公社提供資料とヒアリング調査をもとに作成。



◀ 食の文化館ピオニ

場)として整備し、そこで地域農業の新たな担い手を育成しようというものである。ここでは、現在二十才から三六才までの七名のインターン生が研修中で、うち一名が二六才の女性、四名が町外からの新規参入者(四名の研修前の居住地は、東京都、大阪府、広島県、県内浜田市)となっている。インターン生は、まず研修前に二百万円の準備金を用意し、農場にて二

年以上に及ぶ様々な研修を受ける。この間、月十五万円の研修費が支給され、町営住宅が無償で貸与される。そして、研修終了時に農場の農地が分譲され、用意した三百万円の準備金を原資に農業生産法人を設立し、公社から独立することになっている。なお、法人としての独立は、「家族経営の範疇では近代的な農業を实践することは難しい」という当公社の常務理事の持論を反映したことに起因する。さて、ここで当公社の経営状況について簡単にみておこう。一九九五年度における公社の収支は、収入が五億九、一〇三万円、支出が五億三、〇九七万円で、五、二九四万円の黒字となっている。ところが、造成畑の管理、インターン制度などの公的部門に限れば、事業収入だけでは採算がとれる状況にはない(事業収入一億七、五五万円、支出一億七、一三五万円)。つまり、農業サービス機能の提供は、まことに採算制に乏しく、町からの補助を受けざるをえない状況に置かれているのである。とはいえ、当公社は、「農業者インタ

ーン制度」に代表されるように、次世代をも視野に入れた様々な町の支援に係わる事業に取り組んでいる。こうした取り組みは、公共性の発揮へとつながり、公社への公的補助を可能にしているのである。

農業公社による地域農業振興のキーポイント

周知のように、中山間地域では、担い手脆弱化による地域資源の崩壊、それに伴う国土保全、食糧安保の危機が懸念されている。こうした危機への対応は、本来国が担うべきであるが、そのための国の補償は、大変貧弱なものである。たとえば、EU諸国で見られるようなデカップリング(直接所得補償)政策は、わが国には存在しないのである。そこで、横田町の事例にみるような、地域レベルで農家を支援し、地域資源を維持するといった動きが出てくるのである。ところで、こうした条件不利な中山間地域における農家支援は、横田町の事例からも明らかによつて、極めて採算制に乏しく、大き

な財政負担を伴うものである。したがって、こうした地域レベルでの対応は、同じ悩みをかかえるすべての市町村にて容易く実現できるものとは到底考えられない。横田町の事例を素材に考えると、農業公社による地域振興の実現は、導入する自治体の財政基盤の確立のみならず、公的負担に対する地域住民の理解が大きな鍵を握っているといえよう。

付記・本稿は、(社)横田町農業公社常務理事・佐伯徳明氏からのヒアリング調査を参考として作成した。なお、(社)横田町農業公社については、本稿の他、佐伯徳明「農業公社を中心とする地域社会・農業の活性化―島根県横田町農業公社」『中山間地域における地域再編の課題―そのシステムか地域マネジメント―』農政調査委員会一九九三年、小田切徳美「日本農業の中山間地帯問題」農林統計協会一九九三年、などもあわせて参照されたい。

レポーター
(専任研究員 井上 誠司)

「貿易自由化」と「地球環境破壊」(I)

北海道立中央農業試験場

経営部長

長尾 正克



長尾 正克(ながお まさかつ)さん

一、北朝鮮の食糧危機

北朝鮮が遭遇している未曾有の食糧危機を乗り切るため、我が国に食料援助を要請するために訪れていた黄書記が、帰国の途中で中国の韓国大使館にて命じたという記事が最近のマスコミをにぎわしている。かねてより、北朝鮮の異常気象に起因する自然災害が食糧危機を招いており、このままでは数十万人もの人達が餓死する恐れがあるとして、マスコミで報道されてきた。食糧を買うお金がない

ということ事態は政治体制の帰結であるとしても、異常気象の要因と想定される地球環境破壊は現代経済学(近代経済学とマルクス経済学)の欠陥に由来するものと考えられるので、他人の不幸ということで見過ごすわけにはいかない。現代経済学には、社会共通資本、とりわけ自然資源(大気、水、河川、海洋、森林、土壌などの自然環境)を経済学体系からはじき出しているという致命的な欠陥がある。したがって、環境破壊がもたらす災害を公害、あるいは外部経済であるとして、事実上、環境破壊の責任を回避させた。そのため、環境保護者は困難な戦いを歴史的に強いられており、地球環境はますます悪化の一途を辿っている。北朝鮮が被った自然災害とは比

べようがないとしても、わが北海道として見逃せないことは、北海道自体がこの数十年來異常気象の連続であるということである。どうやらこの地球環境の悪化がもたらす異常気象も決して他人事ではないのである。私たち自身の問題として捉える必要がある。以下では、環境保護の原点に立ち戻り、環境破壊の背景と今後の方向について考えてみたい。同時に、私が環境破壊と関連させて、大規模企業的・高生産性経営体の育成に対して、批判的立場をとろうとしている真意について明らかにしたい。

二、すさまじい地球環境の破壊の深化

宇沢弘文氏の著書「地球温暖

化を考える」(岩波新書)に啓発されたので、この著書を中心に、地球温暖化問題を考えてみたい。

一九八八年五月、アメリカの議会で、地球科学者、ジェームズ・ハenson博士が次のような証言を行った。「地球の平均気温が異常な率で上昇しつつある。これは、自然現象ではなく、人間活動によるもので、特に化石燃料の大量消費という現代文明によってもたらされたものである。このまま続けば、二十一世紀の中頃には、地球の平均気温は、現在より二度ないしは三度上昇するであろう。それに伴って、気候が大きく変動し、自然の環境も、これまで人類が経験したことのないほど大きく変わる。その時には、人類もこれまでのよ

表1 代表的な温室効果ガスの人為的排出量の例

| | |
|-----------------|---------------|
| 二酸化炭素 | 260億トン (61%) |
| メタン | 3億トン (15%) |
| 亜酸化窒素 | 600万トン (4%) |
| CFC-11 (フロン的一种) | 0.300万トン (2%) |
| CFC-12 (フロン的一种) | 0.400万トン (7%) |

資料：宇沢弘文著「地球温暖化を考える」、岩波新書。

うな生活をいとむことはできなくなるであろう。」

ハンセン博士の証言以後も、異常としか思えないような気象条件の変化、あるいはそれによってもたらされた自然災害が続出しており、彼の説を裏付けている。また、日本でも農林水産省農業環境技術研究所は、炭酸ガスの増大による地球温暖化によつて、海面上昇が起こり、そのため世界中の多くの地域で農耕地水没の可能性があることを指摘し、早ければ二〇二〇年、遅くても二十一世紀末には世界の穀類適地が半減することを予測している。

地球温暖化の原因は、主として化石燃料の大量消費である。石炭、石油、天然ガスという化石燃料を燃焼すると、二酸化炭素が大量に放出される。ところが、二酸化炭素は大気の温度を暖めて、地表全体を暖める役割を果たす。このような炭酸ガスはごく微量であれば問題はなかつたが、産業革命以来、人類は石油、石炭を初めとする化石燃料を地中深くから大量に掘り出して、それを燃やし、炭酸ガス

を大気中に放出してきた。E・F・シユウマツハーによれば、「化石燃料の消費水準が著しく高まったのは、ごく最近のことであり、現在進行している化石燃料の消費水準は、人類発生から第二次

世界大戦までの時点(大戦を含めて)までの全産業活動と、大戦終了後から現在(一九七二年頃)までの消費水準は等しい」といわれるほどである。八十年代以降はもつとすさまじい。

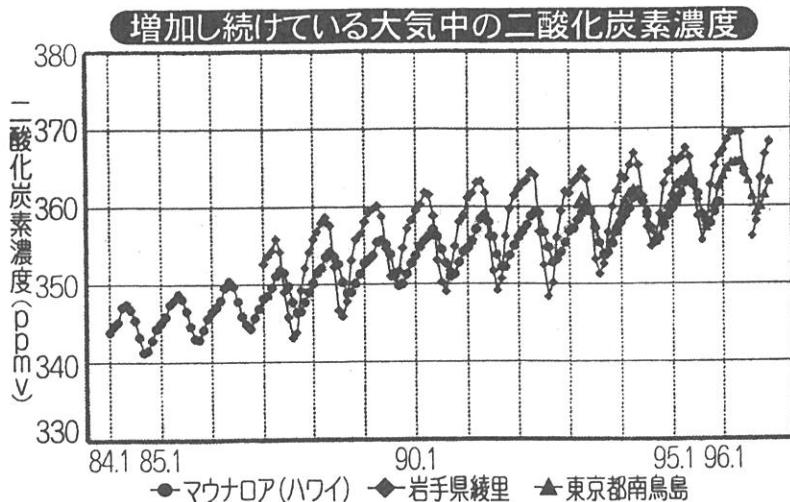
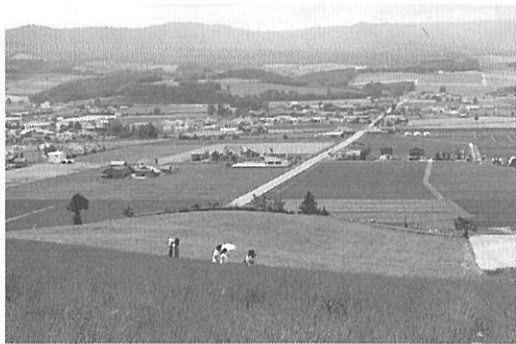


図1. 大気中における二酸化炭素濃度の推移
資料：北海道新聞1997.2.17付(朝刊)



温室効果を持つガスは、炭酸ガスその他に、メタン、亜酸化窒素、フロンガスがある。メタンの温室効果は炭酸ガスの二〇〜六〇倍、亜酸化窒素は三三〇倍、フロンガスはいろいろな種類があり、種類によって異なるが数十倍から一万倍になるといわれている。(表1)

一九五八年に、国際地球観測年がもたれ、その企画の一つとして、ハワイ島にあるアメリカの海洋大気庁のマウナ・ロア観測所で、温室効果ガスのうち最も影響力の大きな二酸化炭素の濃度を測定する作業が開始された。日本でも気象庁の観測所である岩手県綾里、東京都南鳥島でも観測を開始したが、その結果は図1にみられるように、マウナ・ロアと軌を一つにして大気中の二酸化炭素濃度が現在も増加し続けている。(図1)

三、環境保護運動における南北問題

国際社会の環境問題への対応には、先進国政府、多国籍企業、先進国の巨大NGO(特にシンクワ

ンクや自然保護団体)が、一方的に途上国政府を巻き込む形で進められる「環境スワップ」が挙げられる。

「環境スワップ」というのは、「国際的NGO」が南の債務を債権の二次市場で二割程度の割引で購入し、債務国政府が債務の額面に相当する現地通貨を環境プロジェクトに支出するというものである。きびしい財政状況のもとで支出するためには、福祉予算を削って捻出したり、増税したり、通貨を増発してインフレを引き起こしたりといった事態が生じうる。いずれにしても低所得層の生活が直撃される。このため南のNGOはこの環境スワップに激しく反対し、深刻な南北問題が生じている。

地球温暖化対策などにかかわる調査では、世界資源研究所(WRI)や国際環境開発研究所(WRIED)などのシンクタンクが国際的に大きな影響を持っている。そうしたなかで、インドで科学・環境センターを主宰するアニル・アガルワルは、一九九一年にWRI報告書を「環境植民地主義に根ざ

している」と批判した論文を発表して、世界の注目を浴びた。その批判の主な内容は、翌年リオでの地球サミットを前にして一九九一年一月にパリで開かれた「世界NGO会議」でのアガルワルの発言に集約されている。

すなわち、モリス・ストロング(カナダの石油王で、一九七二年ストックホルム国連人間環境会議と一九九二年地球サミットで事務局長を務めた)が開会の挨拶で、「南を援助する」ことになれば、アガルワルは「ここはもうストックホルムではない。債務危機や天然資源の略奪などの力たちで南から盗んだものを、北が南に返すことが第一の問題なのだ」と発言した。

アガルワルの活躍によって、国際会議の場で、先進国の政府はしばしば各国の汚染物質(温室効果ガスなど)の排出量を過去の実績を基準にして凍結したり、削減したりするという方向で問題をたてるが、世界の環境NGOの間では、南のEQOジストの影響のもとに、現在の各国の人口数に応じて、排

表2 世界の主要国の二酸化炭素排出量

| 国名 | 年間1人当たりの排出量 (Cトン) | 総排出量 (百万トン) | 世界全体の% |
|-------|-------------------|-------------|--------|
| アメリカ | 5.8 | 1,430 | 24.2 |
| ドイツ | 5.3 | 90 | 1.5 |
| カナダ | 5.1 | 132 | 2.2 |
| ソ連 | 3.9 | 1,100 | 18.7 |
| ポーランド | 3.3 | 120 | 2.1 |
| 西ドイツ | 3.3 | 200 | 3.4 |
| イギリス | 3.0 | 170 | 2.9 |
| 日本 | 2.3 | 280 | 4.7 |
| イタリア | 2.0 | 120 | 2.0 |
| インド | 0.5 | 570 | 9.7 |
| 中国 | 0.2 | 160 | 0.2 |

資料：元資料は1991年度『環境白書』
宇沢前掲書よりの孫引き

出量を割り当てるべきという「コンセンサス」ができあがりつつある。これは、既得権（排出実績）を前提にして「平等な努力」を行うことが公正なのか、住民一人当たりの環境資源（ここでは環境の汚染浄化機能）の「平等な享受」を確保すべきが公正なのか、という「環境的な公正」をめぐる論争なのである。アワルガルの立場は、もちろん後者の「平等の享受」であり、「地球資源を破壊しているという点では、一人のアメリカ人は数え切れないほどのインド人やアフリカ人に匹敵している」と主張している。要するに、貪しい諸国が食糧生産のために温室効果ガスを出すことと、富裕な諸国が必要以上の消費のために化石燃料を燃焼させて二酸化炭素を出すことを同列に論議すべきではないということである。

南の戦いは、困難を極めているが、次第に北の理解が得られつつある。環境資源の享受の面から見た「環境的な公正」の追求は、いまや世界のNGOの「コンセンサス」になりつつある。とりわけ低地帯にあるため海面上昇に敏感なオランダは、「先進国に住む四分の一の人口が、地球上の自然資源の四分の三を消費するというこれまでの不均衡な富の配分は、倫理的に間違っているだけでなく、政治問題を引き起こす原因となる」という認識のもとに、「環境空間」という概念を設定し、先進国の自然資源消費構造の変革に取り組みつつとしている。スウェーデンでは、一九九一年に世界に先駆けて地球温暖化対策として炭素税の制度を導入した。スウェーデンに続いて

オランダやノルウェーなどごく少数の国がその導入を決定しているが、一般的傾向になっていない。わが国政府が、「環境スワップ」に拘泥しているだけで、国内的には何もしていないことは大違いである。

世界の主な国で、どの国が最も環境に負荷を与えているかを改めて確認するために、二酸化炭素の排出量を表2に示した。この表によると、二酸化炭素の排出量が最も大きい国はアメリカで、次いで東ドイツ、カナダ、ソ連、ポーランドとならぶ。この表は一九九一年度の環境白書から引用したので、ソ連や東ドイツも含まれている。アメリカが化石燃料の浪費国だということとはよく知られた事実であるが、社会主義国のソ連や東ドイツが大変な浪費国であったことは注目される。つづいて、西ドイツ、イギリス、日本、イタリア、中国、インドの順になる。環境破壊防止に最もルーズなアメリカが、環境スワップを押しつけることに対し、インドのアワルガルの怒りは当然であろう。（表2）へ次号へ続く

ときの話題

農業農村を道民共通の財産に

—— 都道府県初の農業振興条例 ——

北海道大学農学部

教授 太田原 高昭



▶太田原 高昭
(おおたはら たかあき)さん

昭和38年 北海道大学農学部(農業経済学科)卒業。

昭和52年 農学博士。
平成2年 北海道大学農学部教授。
(協同組合学講座担当)

1、農業振興条例への期待

北海道農業振興条例が早ければこの三月にも施行されることになった。一月二十一日には知事の諮問を受けた北海道農業振興審議会
の答申が提出され、現在条文の詰め
の作業が続けられている。都道府
県でははじめての農業振興条例
であり、道内だけでなく全国的に
も注目されている。

農業振興条例の制定は知事の選挙公約に沿うものであるが、次のような理由からその必要性は明らかである。

第一にガット農業合意とWTO体制の発足によって、北海道農業がかつてない危機を迎えているこ

とである。北海道農業はこれまで経営規模の大きさと国内において比較優位を保ってきたが、海外農産物との直接競争にさらされると、農業以外の収入源をもたない専業地帯の弱点が表面化することになり、それに対して行政がどのような支援を行うのかを明確にすることが必要となつていく。

第二に、農業が北海道の基幹産業の位置にあることから、農業の盛衰は農業関係者だけでなく、関連産業や地域経済に決定的な影響をもたらすことになり、北海道経済は全体の不振の中で農業振興は広範な道民の関心事となつてきて

いる。道財界を代表する北海道経営者協会もこうした観点から独自に農業振興方策の検討を開始している。

第三に、国の側でも「新しい農業基本法」の検討を開始しており、それがどのような内容になるのかが当面の農政の在り方を左右することに
なる。北海道農業振興条例は、北海道農業の独自性のみあつた独自の支援策を明確にすると共に、日本を代表する農業地帯として新しい基本法が盛り込むべき内容を先取りして提示するという密観的役割をも担つてい
ると言つてよいであらう。

2、農業振興条例の内容

道は農業振興条例の制定に当たって、昨年の春から夏にかけて道内各地で意見交換会を開き、また農業団体はじめ、消費者団体や経済団体などから意見聴取しただけでなく、新聞広告を出して一般道民からの意見募集を行うなど、道民参加の条例づくりにこれまでにならぬ意欲をみせた。

すでに公開されている「農業振興条例骨子」をみると、冒頭の「趣旨と理念」の項目は「北海道の農業・農村を道民共通の貴重な財産としてこれを育み、将来の人々に引き継いでいくという強い決意の下、この条例を制定する」という文章で結ばれている。農業・農村を「道民共通の貴重な財産」と規定し、それを子孫に引き継いでいく「強い決意」を表明しているところに、道民参加の成果が現われているといえよう。

「施策の基本方針」として挙げられているのは次の5項目である。

- ①収益性の高い地域農業の確立を図ること
 - ②多様でゆとりある農業経営の促進を図ること
 - ③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること
 - ④環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進を図ること
 - ⑤うるおいや豊かさが感じられる活力ある農村の構築の促進を図ること
- この基本方針に沿って推進される施策としては次の3項目が挙げられている。①農産物の安定的生産及び供給の促進、②生産基盤の整備、③農産物の付加価値の向上等、④試験研究体制の整備等、⑤農業経営の体質強化、⑥農業経営の多様化の促進、⑦農地の利用集積、⑧担い手の育成及び確保、⑨環境と調和した農業の促進、⑩生活環境の整備、⑪活力ある農村の整備、⑫財政上の措置、⑬農業者等の自主的な努力。

3、「農業・農村振興条例」への発展

しかしこの骨子だけでは具体的にどのような事業が行われることになるかはよくわからない。条例の真価はそれがどのようにに具体化されているかによって問われるべきであろう。この点では、すでに前述⑩に関連して、後継者を確保した経営には、親の残した負債に対する利子補給を行うという負債圧軽減のための事業が検討されていることが報道されたが、このような積極的な施策が次々と打ち出されることを期待したい。

農業者の側も「何が出来るか」という受け身の姿勢でなく、抽象的な条文を具体的な要求に手掛かりとして生かしていく能動的な姿勢が求められよう。とくに農業団体や農民組織には組合員や盟友の要求を条例の趣旨に即して政策化していく政策能力が問われていると言つてよい。

農業振興条例はその趣旨と理念からみて、従来の産業政策に止ま

らず、医療、福祉、教育、地域振興などの行政をも視野に収めた総合的な政策展開を必要としているものであり、タテ割り行政の是正という点でも画期的な条例になる可能性をもっている。その点では条例が含む内容をそのまま名称にも反映させて「農業・農村振興条例」としたほうがよいのではないか。

そうすることによって、たとえば国が二の足を踏んでいるデカッブリング政策についても大胆に踏み込むなど、いま北海道に期待されている先進性を自治体農政の面でもいかなく発揮すべき時がきていると思われる。



お知らせ

「農業のもつ教育力」

― 農業・農村が育む人間性 ―

シンポジウムの開催ご案内

北海道の農業振興に役立ちたいものと勉強を重ねてきた農業関係者の有志が集まり、「農業のもつ教育力」についてのシンポジウムを企画・立案し、四月十四日開催に向け準備をしています。

当研究所では趣旨に賛同し後援するとともに、七戸所長の「農業の教育力」について基調講演を、また、富田常務が実行委員を応募するなど支援をしています。

開催要領の概要を次のとおり紹介いたします。是非多数参加下さい。

一、開催趣旨

近年、我が国では、農業・農村の多面的な機能の一つとして、アメリニイ（快適さ）が着目されて

と「レジジャー」の対象としてであつて、現状は観光の一部として扱われているに過ぎません。

これに対して、諸外国のグリーンツーリズムは、教育の一環としてであつて、家族ぐるみで自然豊かな農村にひたり、農業体験を通じて強く生きる力や、人間性を育んだり、回復したりするために行われています。また、それが容易にできる社会の仕組みや農村景観の整備をしているのです。

我が国の教育のほとんどは、この認識の違いを認めないまま、進学中心の教育が行われ、子供たちが自然や農村から遠ざけられており、そのために豊かな人間性の育成が欠けていると指摘する有識者の声も大きく取り上げられています。

農業・農村を経済行為あるいはそのための場所としが評価しないならば、農村特に中山間地帯の耕作放棄地が増え続け、食料供給の農地、景観資源が失われます。

今後、農業・農村のもつ多面的な機能・役割を持続的に果すことは、農業が生き残るための一助と

もなり、特に素晴らしい自然環境に恵まれている北海道が、フリーな食への物の供給基地であると同時に、人づくりの基地を目指すことを願ひ、先進事例を参考に将来を考へるため、啓蒙活動の一端とするものです。

二、主催・共催

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会（委員長黒柳俊雄 札幌大学教授・北大名誉教授）を構成し主催、JA北海道中央会、北海道新聞社との共催。

三、後援・協賛

北海道開発局、北海道、北海道教育庁、北海道市長会、北海道町村会、北海道経済連合会その他、報道機関、各種消費者団体、各種農業団体・企業など多数が後援または協賛。

四、日時・場所

平成九年四月十四日

午前九時半～午後四時半

札幌市・道民活動振興センター

（かてる2・7）

五、講師・テーマなど

○基調講演「農業の教育力」七戸長生氏（当研究所所長）

○課題発表①「森と牧場のある学校」手塚郁恵氏（ホリスティック教育研究会代表）

②「始まった農業小学校」関田哲氏（農業小学校をつくる会代表幹事）

③「第五次産業としての農業」

嘉田良平氏（京都大学農学部教授）

○公開討論会・座長・杉江良之氏（北海道新聞社論説委員）、講師を中心に参加者を含め行う。

六、参加人数・対象者など

一五〇人程度を予定しており、趣旨に賛同または関心のある方。なお、参加費は無料。

七、参加申込み・問合わせ先

〒001札幌市中央区北一条西七
住友海上札幌ビル八階
（朝北農会内）

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会・事務局

○申込みは四月四日まで

☎011(251)3325

FAX (271)5116



研究会・研修会等への
報告者・講師の派遣

(平成八年十一月～
九年三月)

- JA智恵文役職員・
視察研修
主催 JA智恵文
とき 平成8年11月15日
テーマ 「農業・農協における今
後の課題と戦略等につい
て」
講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)
- 新農業基本法勉強会
主催 北海道開発局
とき 平成8年12月18日
テーマ 「北海道における農業基
本法の今日的評価―当
時予測したこと、予測で
きなかつたこと―」
講演者 七戸 長生(当研究所・
所長)
- 技術士有資格者
増強など説明会
―技術士資格取得講習会―
主催 北農会農業技術コンサル
ティングセンター
とき 平成9年2月3日
テーマ 「最近における農業部門
の分野別出題傾向と受験
対策について」
説明者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)
- 第93回北海道農業経済学会・
個別報告
主催 北海道農業経済学会
とき 平成9年3月21日
テーマ 「北海道における畑作物
の生産性と技術・施策誘
導などの因果関係」II
―馬鈴しょの生産・流
- 農業技術研究サークル・
視察研修
主催 土幌北地区たまごくらぶ
とき 平成8年11月29日
テーマ ①「畑作経営の所得確保
に関する調査研究報告に
ついて」
②「土幌町の農業構造変
化の概要について」
講演者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)
- 第3回JA「理事研修会」
主催 JA北海道中央会
北海道農協学校
とき 平成9年1月20日
テーマ 「北海道農業の将来像に
ついて」
講演者 七戸 長生(当研究所・
所長)
- 平成8年度北海道農業試験
研究推進会議本会議・
地域重点検討会
主催 農林水産省北海道農業試
験場
とき 平成9年2月14日
テーマ 「北海道における農業経
営体の目指す姿」
講演者 七戸 長生(当研究所・
所長)
- 第6回農業・バイオ部会
コメンテーター
主催 北海道産学官フォーラム
とき 平成9年2月12日
テーマ 「北海道農業から食産業
クラスターへの発展」
報告者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)
- 日の丸農薬会・特別講演
説明者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)
- MOA札幌自然食友の会・
食農講座
主催 MOA札幌自然食友の会
とき 平成8年11月15日
- 日の丸農薬会・特別講演
説明者 富田 義昭(当研究所・
常務理事)

通・消費の動向と今後における技術・施策誘導の展開方向―」
 報告者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○技術担当職員レベルアップ
 研修会
 主催 ホワレン農業協同組合連合会

とき 平成9年3月26日
 テーマ 「地域農業の変化と生産現場の課題―稲作・畑作・野菜作・酪農―」
 講演者 富田 義昭(当研究所・常務理事)

○第7回北海道有機農業技術交換発表大会
 主催 北海道有機農業研究協議会
 とき 平成9年3月27日
 テーマ 「有機農産物流通の内外動向と課題」
 話題提供者 酒井 徹(当研究所・専任研究員)

DATA FILE

関連事項 / DATA

札幌大学経済学部
 〒062 札幌市豊平区西岡3条7丁目
 電話 011-852-1181

㈱コープさっぽろ生活文化研究所
 〒060 札幌市中央区
 北7条西18丁目4-23
 電話 011-641-4417

北海道立中央農業試験場
 〒069-13 夕張郡長沼町
 東6線北15号
 電話 01238-9-2001

北海道東海大学国際文化部
 〒005 札幌市南区南の沢5-1
 電話 011-571-5111

北海道大学農学部
 〒060 札幌市北区9条西9丁目
 電話 011-716-2111

㈱北海道農業担い手育成センター
 〒060 札幌市中央区北1条西7丁目
 1番地(プレスト1・7)
 電話 011-271-2255

島根県仁多郡横田町農業公社
 〒069-51 島根県仁多郡横田町
 電話 0854-52-2118

註1 WTO(世界貿易機関)
 サービス貿易などの新分野を含むウルグアイ・ラウンド交渉の成果を包括的に実施する制度的枠組みを創設するため新しい国際機関としてWTOが設立された。

一九九四年四月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会合に於いて交渉が成立し、その結果設立されたものである。

註2 ガット・ウルグアイラウンドガット(GATT)は一九四七年ジュネーブの会議で調印された「関税および貿易に関する一般協定」をいう。
 ガットは自由、無差別を原則とし、国境措置として関税課徴金のみを認め輸入数量制限などその他の制限は禁止している。
 ウルグアイラウンドは南米ウルグアイの首都モンテビデオで一九八六年に開かれたガット閣僚会議で貿易の自由化を進めた。

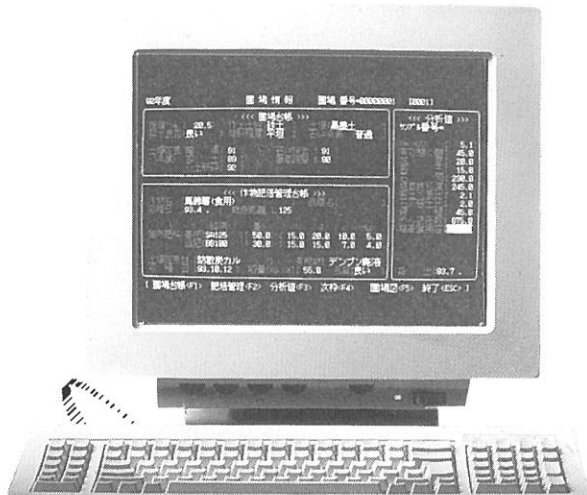
註3 デ・カップリング
 一九八七年五月、パリで開催されたOECD閣僚理事会でアメリカの政府代表が提案した。生産対策と不足払いによる所得補償を切り離し過剰在庫を解決するために提案された。その後EUに於いては、辺境地帯の農家の所得を直接補償する意味に使われている。

編集後記
 本誌13号以来、会報の編集に携わってききました土屋特別研究員が担当を変わることになりました。2年有余、延べ10号に亘りやわらかいタッチ、そして豊富な知識で各「特集号」を組み、時流を的確に捉えた内容は読者を魅了したことと思います。消費者と生産現場の新鮮な情報を提供することを使命としています本誌の大いなる一翼を担っていたと考えます。土屋特別研究員の今後のご活躍を希望します。さて、本号では、現在の農業情勢に鑑み「研究座談会」どうなる北海道農業―21世紀への展望―を企画しました。読者の皆様からの、貴重なご意見やご要望等を寄せて頂ければ幸いです。(N・M)

圃場情報管理システム

施肥設計シュミレーター

土壌分析値データベース



コンピューターコンサルタント

コンピューターシステムの導入計画

土壌分析計とのオンラインデータベース

その他 各種委託プログラムの開発

ISC

Information system consultant CO.,LT

株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F

☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

おいしさって、
もうひとつの言葉なんだね。



おいしさに出会うたび、人は知らず知らずのうちに笑顔になっていきます。おいしさから生まれる、食卓の笑顔。その中には、どんな言葉よりも深いコミュニケーションがあるのですね。食卓の笑顔が好きだから、いろんなおいしさに出逢ってほしいから。食卓の笑顔をチカラにかえて、豊かなおいしさをお届けします。おいしい笑顔のとなりには、いつもホクレン。

 **ホクレン**

北海道だから——クリーン農業推進宣言